

第7章 第3期国民健康保険データヘルス計画・
第4期国民健康保険特定健康診査等実施計画

第1節 計画の基本的事項

1 背景と目的

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。)等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

さらに、平成26年3月には、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）の一部を改正する等により、市町村国保及び国民健康保険組合は、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされました。

その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、保険者のデータヘルスの計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なK P I（重要業績評価指標）の設定を推進する。」と示されました。

このように、全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取り組みの推進や評価指標の設定の推進が進められています。

杵築市国民健康保険（以下、「杵築市国保」という。）では、平成20年度に「第1期特定健診等実施計画（以下、「特定健診等実施計画」という。）」を策定し、高齢者の医療の確保に関する法律にて保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導を開始しました。

平成25年度に「第2期特定健診等実施計画」、平成26年度には「第1期杵築市国民健康保険データヘルス計画（以下、「データヘルス計画」という。）」を策定し、このたび、「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健診等実施計画」（平成30年度～令和5年度）の終了に伴い、「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健診等実施計画」を策定します。

策定にあたっては、それぞれの計画の6年間の取り組みと目標達成状況を評価し、現状の把握や分析により、被保険者の身体的な状況等に応じた健康課題を的確にとらえ、次の6年間において、課題に応じた保健事業を実施するための取り組みや目標を定めることで、更なる健康の保持増進、生活の質（Q O L）の維持及び向上を図り、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化等を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 法における位置づけ

データヘルス計画は、国民健康保険法第82条第4項に規定されている「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」に基づいて、策定します。

また、特定健診等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」という。）第19条」に基づいて、策定します。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

11 厚生労働大臣は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百七号）

第二 保健事業の基本的な考え方

二 健康・医療情報の活用及びP D C Aサイクルに沿った事業運営

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るためにには、健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報（以下「診療報酬明細書等情報」という。）、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報をいう。以下同じ。）を活用して、P D C Aサイクル（事業を継続的に改善するため、P l a n（計画）—D o（実施）—C h e c k（評価）—A c t（改善）の段階を繰り返すことをいう。以下同じ。）に沿って事業運営を行うことが重要であること。また、事業の運営に当たっては、費用対効果の観点も考慮すること。

第五 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

市町村及び組合は、健康・医療情報を活用した被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（特定健康診査等実施計画）

第十九条 保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節並びに第百二十五条の三第一項及び第四項において同じ。）は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

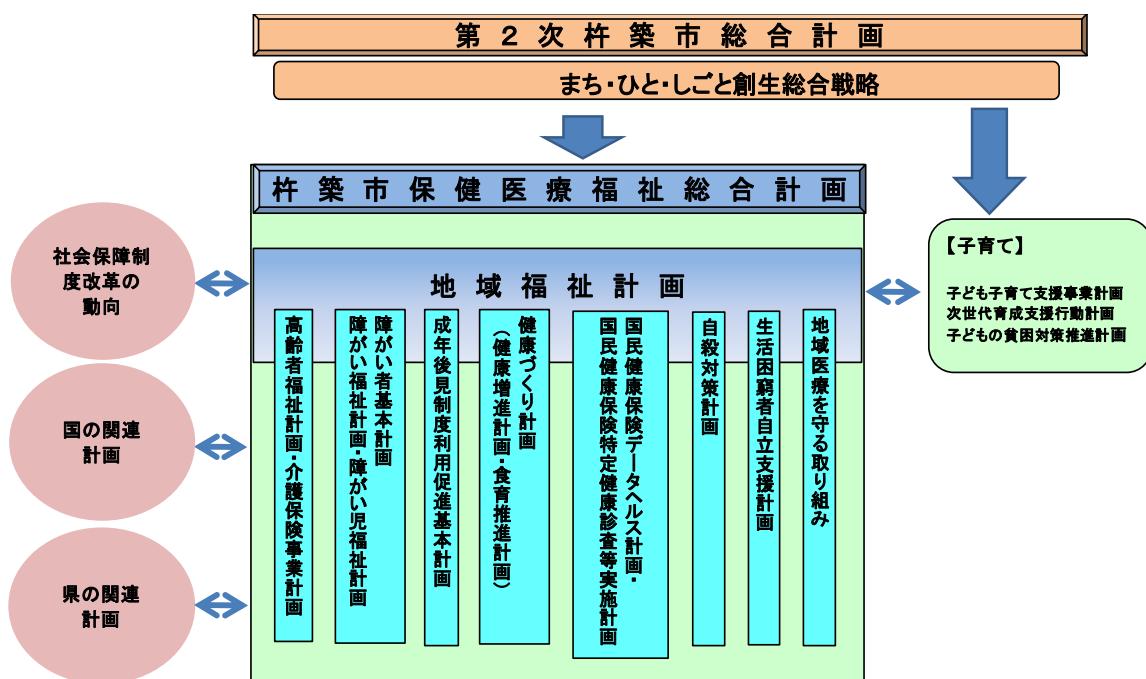
一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項
 3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(2) 関連計画との関係

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画は、「杵築市総合計画」の目指す施策の展開方向を推進するものとして位置付けられるとともに、「杵築市地域福祉計画」を上位計画とした、「杵築市保健医療福祉総合計画」に含まれ、関連計画と連携し、整合性を図るものとします。

また、大分県国民健康保険データヘルス計画、医療費適正化計画等の県や国の保健医療関係計画と整合性を図るものとします。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮し、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

毎年度事業評価を行い、令和8年度に中間評価、令和11年度に最終評価を実施します。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和 10 年 度	令和 11 年 度				
特定健診等実施計画	第1期				第2期				第3期				第4期													
データヘルス計画					第1期				第2期				第3期													
杵築市総合計画	第1次（平成19年度～）								第2次								第3次（～令和14年度）									
杵築市保健医療福祉総合計画									第1期				第2期								第3期					
地域福祉計画	第1次（平成19年度～）				第2次				第3次				第4次													

（4） 実施体制・関係者との連携

1) 本市関係部署との連携

本計画は、健康長寿あんしん課国保保健事業係が実施主体となり、計画立案、進捗管理、評価等の見直しを行います。

計画については、杵築市保健医療福祉総合計画策定委員会、健康づくり部会、及び国保運営協議会において審議や報告を行います。

なお、計画の実施にあたっては、国保主管課である市民生活課国保係と連携を図り、健康長寿あんしん課内、医療介護連携課等と連携しながら、健診、保健指導等を実施します。

本市が実施する関係保健事業との連携を図り、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上、医療費適正化等の普及啓発を図ります。

2) 関係団体との連携

地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、特定健診実施医療機関等の関係機関と連携を図り、保健事業への協力、効果的な実施のための相談や助言を得ます。また、県及び管轄保健所や国保連合会、後期高齢者医療広域連合、保険者協議会等からの支援を得て、効果的な実施に努めます。

3) 市民への呼びかけ

計画の実施にあたっては、主に杵築市国保被保険者を対象とします。

4) 地域資源の状況

官民の施設、広報媒体の活用のほか、関係団体や関連組織等に働きかけ、特定健診の啓発等の協力を得ます。

5) 地域包括ケアに係る取組

市国保被保険者には、65歳～74歳の高齢者が相対的に多く、介護保険サービスを利用する被保険者もいることから、地域包括ケアに係る分析や課題抽出、保健事業の実施、評価及び見直しを庁内関係部署と行います。

ア. 地域で国保被保険者を支える連携の促進

医療・介護・予防・住まい・生活支援等の暮らし全般を支えるため、直面する課題等について議論する「地域包括ケア庁内連携会議」に国保保険者として参加します。

イ. 課題を抱える国保被保険者層の分析

KDBデータ等を活用し、ハイリスク群・予備群等のターゲット層を性・年齢階層・日常生活圏域等に着目して抽出し、医師会等の関係団体や関連組織等と共有します。

ウ. 地域で国保被保険者を支える事業実施・評価

上記イにより抽出されたターゲット層に対する介護予防に関する周知や保健師等の専門職による訪問活動等を実施します。

地域住民の参加する介護予防を目的とした運動指導の実施、健康教室等の開催、自主組織の育成などを行っていきます。

事業実施にあたっては、適宜、国民健康保険診療施設である杵築市立山香病院との連携を図ります。

地域包括ケアに係る事業等の評価を府内関係部署と行います。

エ. 他制度との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みと連携します。

(5) 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係性

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、地球上の誰一人取り残さない社会の実現に向け、国際社会全体が経済・社会・環境の課題を総合的に解決することを目指しています。日本においても「SDGs実施指針」を策定し、取り組みが進められています。

こうした動きを踏まえて、本計画でもSDGsの考え方を盛り込み、本計画を推進していくことで、SDGsの目標達成に貢献することとします。

本計画においては、取り組みを進めることで、「ゴール3（すべての人に健康と福祉を）」、「ゴール10（人や国の不平等をなくそう）」、「ゴール17（パートナーシップで目標を達成しよう）」の目標達成に寄与するとともに、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。



（参照）持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

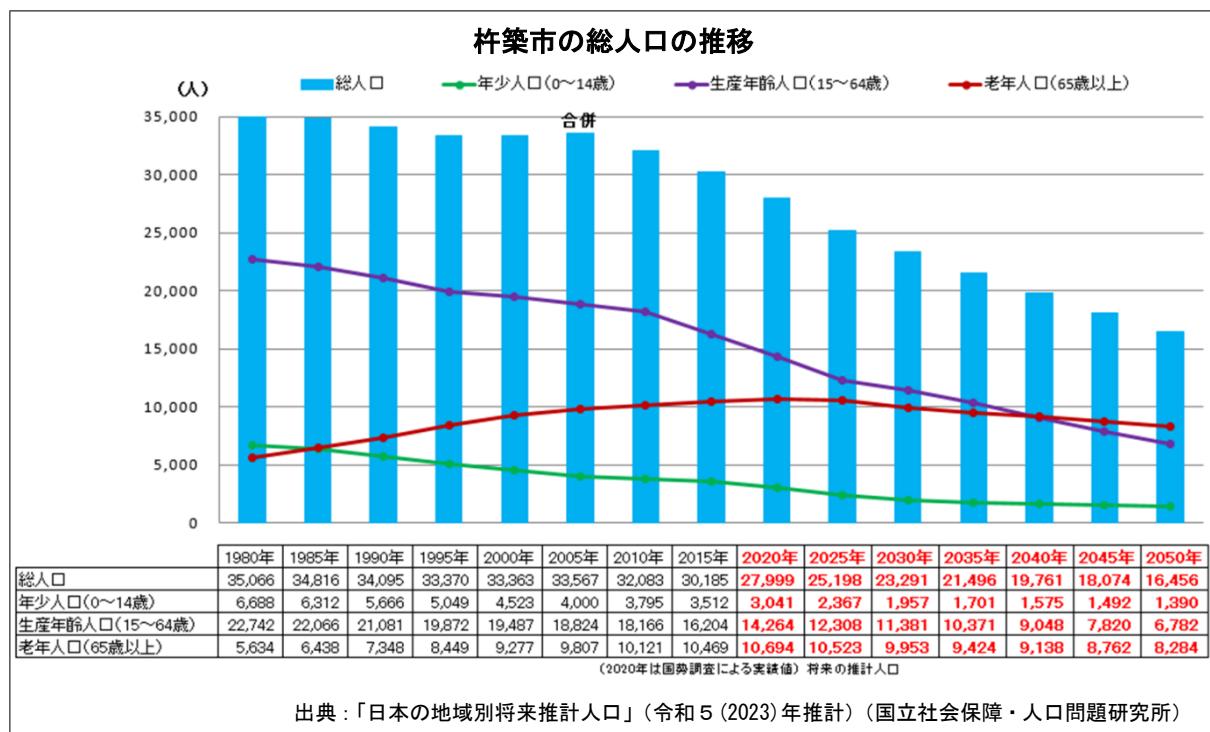
第2節 杵築市国民健康保険の現状と健康課題

1 杵築市及び杵築市国民健康保険の基本情報

(1) 杵築市の人団人口推移と推計

杵築市の人口は、市町村合併（旧杵築市、旧速見郡山香町、旧西国東郡大田村）が行われた2005年（平成17年）以降は、毎年減少しています。

将来推計では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、老人人口（65歳以上）は2025年をピークに緩やかに減少し始め、2045年頃には生産年齢人口の急速な減少に伴い、人口に占める老人人口の割合が最も高くなると推計されています。

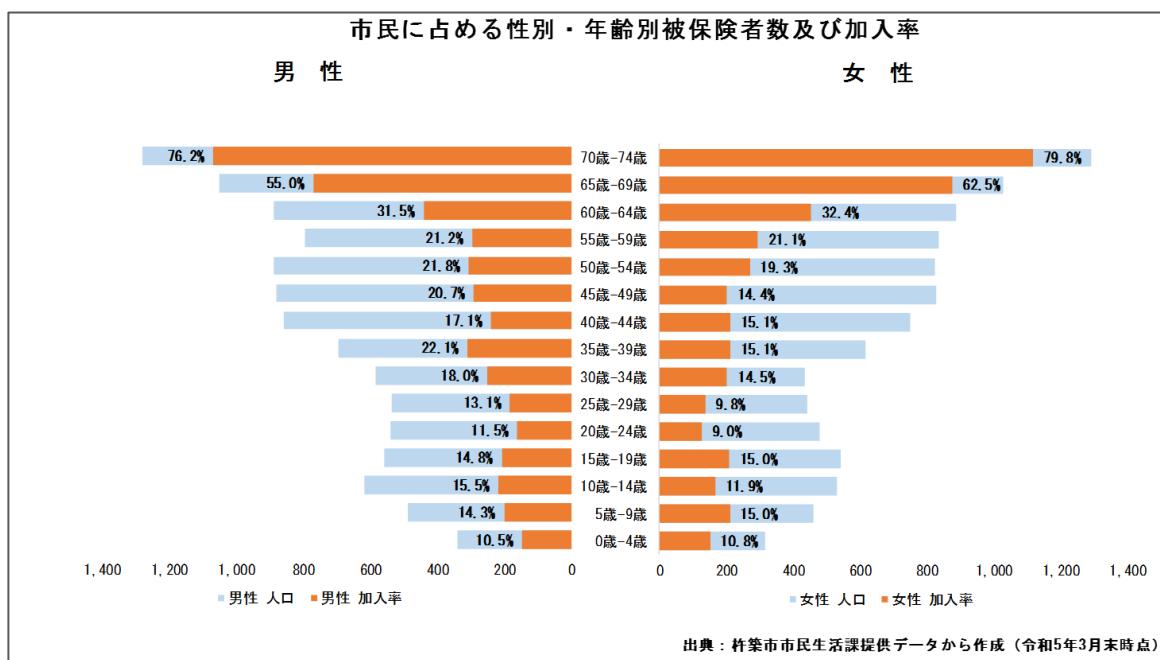
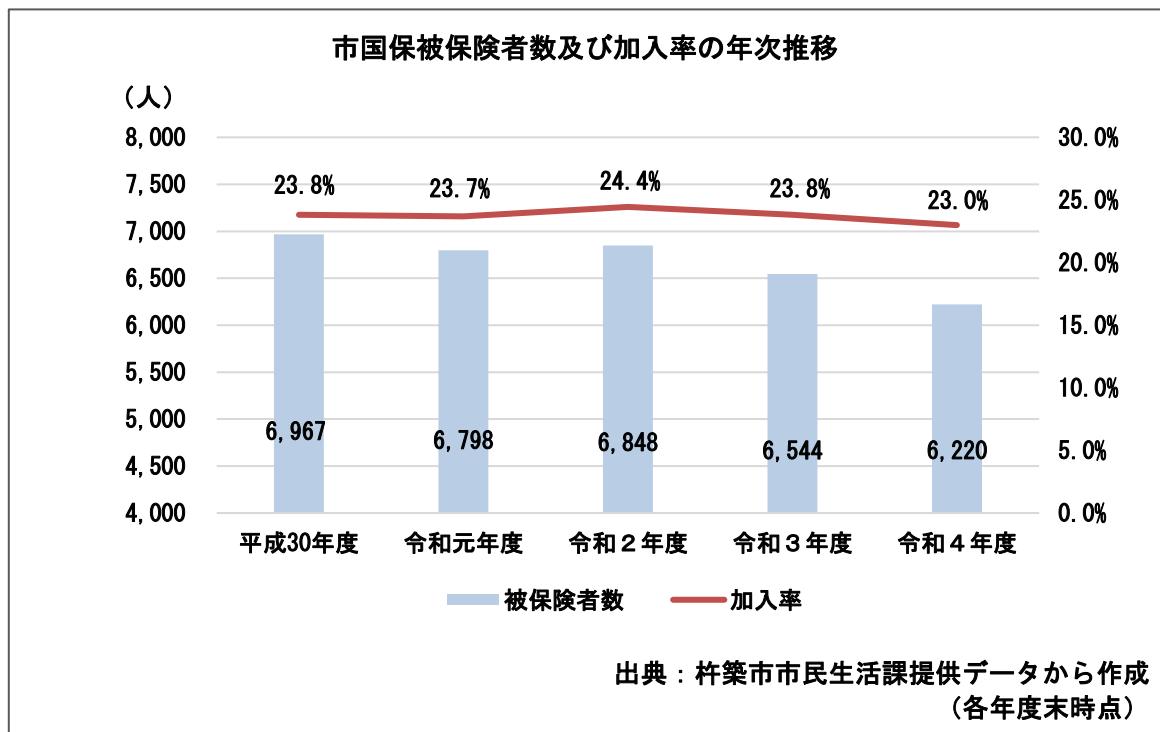


(2) 杵築市国民健康保険被保険者の状況

杵築市国保の被保険者数及び加入率は減少傾向にあります。今後も人口減少及び被保険者の後期高齢者医療への移行がすすむため、更に減少する見込みです。

性別・年齢別で見ると、性別では大きな差はありませんが、年齢別では60歳代以降に加入率が上がり、70歳から74歳代の加入率は約8割となっています。

校区別では、北杵築地区が31.0%と最も高く、杵築地区が16.5%と最も低くなっています。



地区別の被保険者数及び加入率

地区名	人口(人)	被保険者数(人)	加入率
杵築地区	8,228	1,356	16.5%
大内地区	1,702	419	24.6%
東地区	2,984	869	29.1%
八坂地区	3,123	747	23.9%
北杵築地区	1,166	362	31.0%
奈狩江地区	2,852	785	27.5%
東山香地区	899	249	27.7%
中山香地区	2,629	528	20.1%
上地区	837	239	28.6%
立石地区	763	177	23.2%
向野地区	284	58	20.4%
山浦地区	502	131	26.1%
大田地区	1,085	255	23.5%
地区外		45	
杵築市全体	27,054	6,220	23.0%

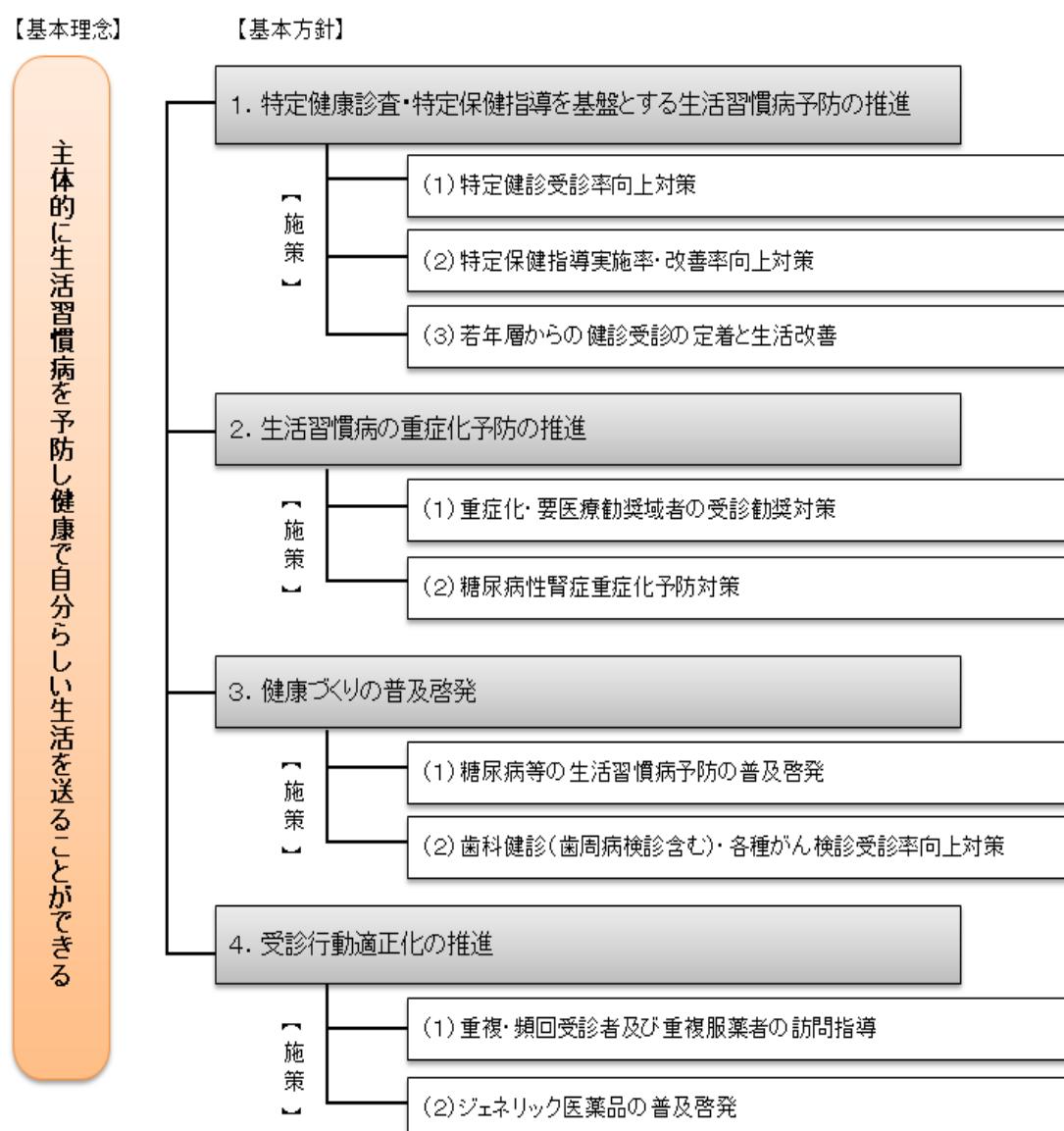
出典：杵築市市民生活課提供データから作成
(令和5年3月末時点)

2 前期計画の評価と見直し

(1) 実施状況及び各施策の評価

第2期データヘルス計画及び第3期特定健診等実施計画は、以下の基本理念・基本方針に基づき、実施しました。

実施の振り返りにおいては、取り組み内容や実施状況を4つの評価指標（アウトカム：成果、アウトプット：実績、プロセス：過程、ストラクチャー：構造）に分け、達成状況については、ベースラインの平成30年度と比較し、5段階（A：十分に達成・改善、B：概ね達成・改善、C：未達成・悪化、D：大きく悪化・未実施、E：評価不可・その他）で評価をしました。



1) 特定健康診査・特定保健指導を基盤とする生活習慣病予防の推進

① 特定健診受診率向上対策

目標・方向性		健康寿命の延伸・医療費の適正化に向けて、40歳～74歳の被保険者に対して特定健診を実施します。 特定健診受診率の向上を目指し、特定健診を受けやすい体制づくりや未受診者への受診勧奨を行います。									
評価		特定健診受診率向上対策として、健診意向調査、AIを活用した通知勧奨、健診受けそびれ者への電話勧奨、訪問勧奨、国保加入手続き時の健診案内を行いました。また、事業所健診に加え、みなし健診データの取得も行いました。しかし、健診受診率の高い世代の後期高齢者医療への移行や令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えの影響も受け、健診受診率の維持が難しくなっています。									
アウトカム評価											
		平成 30年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成 状況			
特定健診 受診率	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%	C			
	実績値	51.2%	49.4%	47.2%	50.5%	49.3%	—				
特定健診 受診者数 の増加	目標値	2,954人	3,004人	3,054人	3,104人	3,154人	3,204人	E			
	実績値	2,629人	2,469人	2,349人	2,427人	2,241人	—				
アウトプット評価（中間評価後に追加）											
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度					
健診受診勧奨者数		1,208人	1,505人	12,277人	9,965人	9,289人					
プロセス評価											
周知	<健診意向調査の実施> ・特定健診対象者及び後期高齢者医療加入者に、健診のお知らせと健診意向調査票（兼申込書）を郵送 ・健診意向調査票（兼申込書）を提出してもらい、健診申込受付及び健診未受診理由を把握し、未受診者対策に活用										

	<p><国保新規加入者への健診案内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月以降に国保に加入した方には国保加入手続き時に各庁舎国保窓口で、健診のお知らせと健診意向調査票を配布 ・国保加入月の月末または翌月末に特定健診受診券を送付する際に、健診意向調査票を同封 <p><住民組織による健診受診の声かけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会にて、区長及び健康づくり推進員に受診勧奨の依頼を行い、各行政区で受診の声掛けやチラシの班回覧を実施 <p><広報きつきや市ホームページでの広報活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して市ホームページで健診情報を発信し、4月から2月までインターネットで健診予約を受付 ・広報きつきに健診や健康に関する情報を掲載 <p><みなし健診の協力依頼></p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし健診対象者のかかりつけ医療機関に事業協力依頼の通知を送付
勧奨	<p><健診申込後の未受診者への受診勧奨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡回健診及び医療機関での特定健診受けそびれ者への電話勧奨 <p><AIを活用した通知勧奨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部業者に委託し、未受診者をセグメントし通知勧奨（年2回） <p><みなし健診及び事業所健診対象者へのデータ提供通知勧奨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で特定健診相当の検査を受けていると思われる者に、医療機関を通じて検査データの提供を依頼する通知を送付 ・健診意向調査で「職場で健診を受ける」と回答した者に、事業所健診データの提供を依頼する通知を送付 <p><未受診者訪問></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診意向調査の提出のない被保険者にアポなし訪問を実施し、健診の受診勧奨や未受診理由、健康状態を把握 <p><その他の健診受診勧奨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防主管課や全世代包括支援センターに、窓口対応や訪問時の健診受診勧奨を依頼
実施及び 実施後の 支援状況	<p>実施形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、大分県医師会に委託 ・胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診との同日実施（一部健診実施機関を除く） ・健診の土日開催（日曜日は地域巡回健診のみ） ・送迎バスの運行（杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、及び地域巡回健診の一部地域） ・特定健診自己負担金を無料で実施 ・市内健診実施医療機関に対し、眼底検査紹介システムを実施

実施場所	杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター（地域巡回健診）、県内健診実施医療機関（市内は7か所）
時期・期間	健診実施期間：5月から翌年2月末（平成30年度から開始時期を1か月繰り上げ）
データ取得	事業所健診等受診者及びみなし健診対象者に医療機関の検査データ提供を依頼
結果提供	健診実施機関から本人に健診当日または1か月以内に直接送付
その他	・健診受診者への受診促進キャンペーン ・事業所健診及びみなし健診データ提供者へのインセンティブ活用
ストラクチャー評価	
庁内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係、国保主管課（杵築、山香、大田庁舎の国保窓口）、医療介護連携課
保健医療関係団体	健診委託機関、市内医療機関、大分県国保連合会
民間事業者	キャンサースキャン（AIを活用した通知勧奨）
その他の組織	全世代包括支援センター、住民組織（健康づくり推進協議会）
他事業	杵築市出前講座での受診勧奨
今後の課題・取り組みの方向性	
健診意向調査のほか、今期計画の後半に開始した通知勧奨や訪問勧奨、インセンティブの活用、みなし健診も含め、毎年、効果検証と体制を確保しながら、引き続き受診率向上を目指す必要があります。	

② 特定保健指導実施率・改善率向上対策

目標・方向性	健康寿命の延伸・医療費の適正化に向けて、特定健診の結果から生活習慣病リスクの高い保健指導対象者を階層化し、迅速な保健指導を実施します。						
評価	特定保健指導の実施体制の見直し・改善によって、事業対象者及び特定保健指導未利用者へのアプローチを確実に行った結果、令和2年度から特定保健指導実施率が上昇しています。						
アウトカム評価							
	平成30年度 (ペースライン)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成状況
特定保健指導実施率	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	A
	実績値	52.2%	58.0%	75.1%	79.3%	76.9%	

特定保健指導対象者の減少率(対平成20年度比)	目標値	25%	25%	25%	25%	25%	25%	A
	実績値	26.0%	28.7%	26.4%	30.1%	29.9%	—	

アウトプット評価（中間評価後に追加）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援指導完了者数	27人	24人	35人	36人	35人
動機づけ支援指導完了者数	117人	114人	149人	133人	135人

プロセス評価

周知	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者に事前通知文書を送付 地域巡回健診会場にて特定保健指導に関するチラシを配付 市内の特定健診実施医療機関に特定健診結果通知の際に特定保健指導に関するチラシの同封を依頼 	
	<ul style="list-style-type: none"> 杵築市立山香病院健診センターと大分県厚生連健康管理センターは、原則、健診当日に初回保健指導を実施し、その他は市へ健診結果報告後に保健指導を実施 特定保健指導委託機関から保健指導利用状況を報告してもらい、特定保健指導未利用者について市の保健指導担当者でケース会議を行い、利用勧奨を実施 	
実施及び実施後の支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> 市の直営と委託による特定保健指導の実施 特定保健指導委託機関との事業打合せを実施
	実施場所	特定保健指導委託機関または市健康推進館など市庁舎での面談、自宅への訪問
	時期・期間	4月から翌年3月
	データ取得	月2回、特定保健指導委託機関から保健指導利用状況の報告を受ける
	結果提供	特定健診等データ管理システムにて保健指導の進捗状況を確認

ストラクチャー評価

府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係
保健医療関係団体	杵築市立山香病院健診センター(平成29年度から委託)、大分県厚生連健康管理センター(平成20年度から委託)、大分県地域保健支援センター(令和元年度から委託)、大分県国保連合会
他事業	地域巡回健診会場にて市による特定保健指導の実施

今後の課題・取り組みの方向性

市の事業実施体制を確保したうえで、特定保健指導委託機関との連携を図り、引き続き、特定保健指導を確実に実施できるようにする必要があります。

今後は特定保健指導の効果検証を行い、効果的な特定保健指導を目指して行く必要があります。効果的及び効率的な実施に向け、ＩＣＴの活用も視野に入れた新たな取り組みの導入を検討していく必要があります。

③ 若年層からの健診受診の定着と生活改善

目標・方向性		早期に生活改善を促すために、20歳から特定健診と同等の健診を実施します。健診受診後は、保健指導や医療受診勧奨を行います。							
評価		30歳代国保被保険者の基本健診受診率は低下しており、目標値に達していません。 健診後の保健指導介入率が低いことから、事業体制や介入方法の見直しが必要と思われます。							
アウトカム評価									
		平成 30年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成 状況	
国保 30 歳 代基本健 診受診率	目標値	12%	14%	16%	18%	20%	22%	C	
	実績値	16%	20%	12%	8%	13%	—		
健診結果 要医療勧 奨域者へ の介入率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	D	
	実績値	59.1%	64.0%	68.4%	36.4%	50.0%	—		
アウトプット評価									
なし									
プロセス評価									
周知	健診情報の掲載（広報きつきの折込、市ホームページ）、特定健診対象者向けチラシ								
勧奨	30～39歳被保険者への個別通知								
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	• 杵築市立山香病院健診センター、大分県地域保健支援センター（地域巡回健診）に委託 • 子宮・乳がん検診との同日実施 • 健診委託機関での土日健診実施（日曜日は地域巡回健診のみ） • 送迎バスの運行（杵築市立山香病院健診センター、地域巡回健診の一部地域） • 基本健診項目（特定健診相当の検査）を自己負担金2,000円で実施							
		• 杵築市立山香病院健診センター、地域巡回健診会場 • 市が訪問または電話で実施							
	時期・期間	4月から翌年3月							
	結果提供	健診委託機関から健診1か月以内に本人に直接通知							
ストラクチャー評価									

府内担当部署	健康長寿あんしん課 市民健康係、国保保健事業係
保健医療関係団体	健診委託機関
他事業	特定健診未受診者対策、がん検診受診勧奨事業
今後の課題・取り組みの方向性	
基本健診の実施体制、受診勧奨の見直し及び保健指導体制の見直しを行い、受診率の向上と確実な保健指導・医療受診勧奨を行うことで、早期から生活習慣病予防・改善を目指す必要があります。	

2) 生活習慣病の重症化予防の推進

① 重症化・要医療勧奨域者の受診勧奨対策

目標・方向性		特定健康診査の結果、重症化・要医療勧奨域と判定された者に対して、保健指導・受診勧奨を行うことで確実に受診につなげ、生活習慣病の早期治療・改善を目指します。							
評価		本事業は、重症化予防に重点を置いた保健指導を行うため、計画期間中に事業対象者や介入方法を変更しています。しかし、事業実施体制が十分でなかったため、事業の遅れが生じ、各年度末時点での介入率は低い状況です。							
アウトカム評価									
		平成 30 年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成 状況	
要医療勧奨 対象者への 介入率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	C	
	実績値	46.4%	70.2%	42.7%	20.0%	20.0%	—		
要医療勧 奨域者の 受療率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	C	
	実績値	59.0%	64.0%	61.8%	16.4%	34.0%	—		
重症化レベ ルで治療中 断者への 介入率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	E	
	実績値	—	—	—	—	—	—		
アウトプット評価									
なし									
プロセス評価									
周知	・地域巡回健診受診者に対し、健診当日及び健診結果通知と併せて受診勧奨チラシを								

	作成配布 ・市内医療機関受診者向けの受診勧奨チラシを作成し、医療機関からの結果通知への同封を依頼
勧奨	事業対象者の受療状況がレセプトで確認できない場合は、電話による受診勧奨
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態 特定健診の結果から、対象者を選定し保健師または管理栄養士、看護師が通知や電話、訪問による保健指導や受診勧奨を実施
	実施場所 自宅、市健康推進館または市各庁舎
	時期・期間 健診後1か月から6か月（6月から翌年9月）
	データ取得 本人からの聞き取りやレセプトからの受療状況
ストラクチャー評価	
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係
保健医療関係団体	大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、杵築市立山香病院健診センター、市内特定健診実施医療機関
他事業	特定保健指導事業、糖尿病性腎症重症化予防事業
今後の課題・取り組みの方向性	
事業対象者に健診後、速やかに保健指導や受診勧奨が行えるよう、事業体制の見直しや人員の確保、また通知勧奨や委託等の方策を検討し、実施していく必要があります。	

② 糖尿病性腎症重症化予防対策

目標・方向性	糖尿病の悪化による慢性腎臓病（CKD）や人工透析の導入を回避・遅延させるため、病態が進行する可能性のある者に対して、医療機関への受診勧奨や保健指導等を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を予防します。							
評価	計画期間中に、事業体制を確立させ、事業対象者への保健指導や受診勧奨、事業を通じ医療機関との連携構築を進めることができました。 また、指導介入者の人工透析導入を回避することができました。							
アウトカム評価								
		平成 30 年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成 状況
指導実施完了者の生活改善率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	E
	実績値	—	—	—	—	—	—	
指導実施完了者の検査値改善率	目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%	E
	実績値	—	—	—	—	—	—	

指導実施完了者的人工透析への移行人数	目標値	0人	0人	0人	0人	0人	0人	A																
	実績値	0人	0人	0人	0人	0人	—																	
アウトプット評価																								
なし																								
プロセス評価																								
周 知	杵築市立山香病院を含む市内医療機関への事業説明訪問																							
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導対象者への事業説明訪問の通知 ・糖尿病未治療・治療中断者への電話や訪問 																							
実施及び実施後の支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の検査値から対象者を特定し、かかりつけ医と連携を図りながら、専門職が対象者に6か月間の面接・電話指導を実施 ・保健指導対象者へ訪問による保健指導を実施 ・保健指導対象者のかかりつけ医を訪問し、指示書作成依頼や訪問終了後に書面報告 ・ケース会議及び事業評価会議の実施 																						
	実施場所	自宅、市健康推進館または市各庁舎																						
	時期・期間	4月から翌年3月																						
ストラクチャー評価																								
庁内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係																							
保健医療関係団体	杵築市立山香病院の糖尿病内科医（不在のため、現在は非常勤医師の大分大学糖尿病専門医）及び糖尿病療養指導士、地元医師会、大分県東部保健所、大分県国保連合会																							
今後の課題・取り組みの方向性																								
<p>事業体制を維持しつつ、より早期介入ができるよう、必要に応じて事業対象者条件を見直したり、かかりつけ医が市外医療機関の場合でも事業実施ができるようにしていきます。</p> <p>かかりつけ医療機関の医師も含めたケース会議の実施に向けて関係機関と協議しながら実現に向けて取り組みます。</p> <p>糖尿病未治療者・治療中断者への受診勧奨を確実に行っていきます。</p>																								

3) 健康づくりの普及啓発

① 糖尿病等の生活習慣病予防の普及啓発

目標・方向性	若い世代からの食育の推進、運動の定着や自己の健康管理を積極的に行うことで、生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防などを図ります。 また、健康づくり推進員・食生活改善推進員などの住民組織や職域との協働による健康づくりを推進します。
--------	---

評価		関係団体の協力を得ながら、普及啓発に取り組みましたが、普及度は十分とは言えません。従来、事業のお知らせにとどまっていた広報誌面を令和2年度から少しづつ健康実態・健康づくりの情報を見直し、令和4年度以降は連載を開始しました。																						
アウトカム評価																								
		平成 30年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成 状況																
健康マイページ事業登録者数	目標値	—	—	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人	A																
	実績値	802人	1,075人	1,133人	1,434人	1,751人	—																	
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施している人	目標値	—	—	41%	43%	45%	47%	C																
	実績値	39.5%	38.7%	39.7%	39.4%	33.9%	—																	
アウトプット評価																								
なし																								
プロセス評価																								
周知	チラシ配布、広報きつきへの掲載、ポスター掲示																							
勧奨	保健指導時の利用勧奨、健康教室や研修会での声かけ																							
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	メタボ改善運動教室、ウォーキングイベント																						
	実施場所	市健康推進館、市文化体育館、市各庁舎、各地区コミュニティセンター																						
	時期・期間	運動教室…夏季及び冬季、ウォーキングイベント…主に秋季																						
ストラクチャー評価																								
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、市民健康係																							
保健医療関係団体	大分県、大分県国保連合会																							
民間事業者	元気づくり支援研究会																							
その他の組織	健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会																							
他事業	保健指導・受診勧奨事業																							
今後の課題・取り組みの方向性																								
今後も生活習慣病予防につながる保健事業を創意工夫し、地域資源や地域団体と連携して普及啓発に努める必要があります。																								
これからの広報媒体の一つとして、紙媒体にとどまらず、デジタルを活用し、様々な年代に向けた広報の仕組みを整えていく必要があります。																								

② 歯科健診（歯周病検診含む）・各種がん検診受診率向上対策

目標・方向性		生活習慣病と関連が深い口腔ケア対策として、定期的な歯科健診の受診勧奨を行います。また、がん治療は、高額な医療費負担と患者自身のQOL（生活の質）の低下につながるため、がんの早期発見、早期治療にむけて各種がん検診の受診勧奨を行います。							
評価		歯科健診は受診率が低迷しています。 がん検診はいずれも受診率がやや下がっています。							
アウトカム評価									
		平成 30年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成 状況	
歯科健診 受診率 <small>(令和元年度から 20~74歳に拡大)</small>	目標値	—	—	2%	3%	4%	5%	C	
	実績値	0.40%	1.12%	0.48%	0.42%	0.96%	—		
胃がん 検診受診率 <small>(40歳以上 被保険者)</small>	目標値	—	—	31.4%	32.4%	33.4%	34.4%	C	
	実績値	31.6%	30.4%	26.3%	27.5%	26.9%	—		
肺がん 検診受診率 <small>(40歳以上 被保険者)</small>	目標値	—	—	42.0%	43.5%	45.5%	47.0%	C	
	実績値	43.3%	40.4%	36.0%	38.0%	38.7%	—		
大腸がん 検診受診率 <small>(40歳以上 被保険者)</small>	目標値	—	—	36.7%	37.7%	38.7%	39.7%	D	
	実績値	43.3%	36.2%	32.2%	34.1%	33.8%	—		
乳がん 検診受診率 <small>(30歳以上 被保険者)</small>	目標値	—	—	39%	40%	41%	42%	D	
	実績値	37.3%	38.4%	17.9%	18.9%	18.9%	—		
子宮がん 検診受診率 <small>(20歳以上 被保険者)</small>	目標値	—	—	33%	34%	35%	36%	C	
	実績値	34.4%	32.0%	28.5%	30.2%	29.3%	—		
アウトプット評価									
なし									

プロセス評価								
周 知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報きつきの折り込みチラシ及び日程掲載 ・国保被保険者向け健診のお知らせの個別通知 ・がん検診や歯科健診のチラシ配布や啓発ポスターの掲示 ・市ホームページの掲載 							
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診会場での対象児保護者へのがん検診の受診勧奨 ・20歳及び30歳女性及び40歳の方への通知勧奨 ・特定健診申込時、未受診者受診勧奨のがん検診受診勧奨 ・国保保健指導対象者へ歯科健診受診勧奨 							
実施及び 実施後の 支援状況	<table border="1"> <tr> <td>実施形態</td><td>市健康長寿あんしん課で啓発・勧奨資材を作成し、チラシ配布やポスター掲示、声かけを実施</td></tr> <tr> <td>実施場所</td><td>市健康推進館、自宅訪問</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>4月から翌年3月</td></tr> </table>		実施形態	市健康長寿あんしん課で啓発・勧奨資材を作成し、チラシ配布やポスター掲示、声かけを実施	実施場所	市健康推進館、自宅訪問	時期・期間	4月から翌年3月
実施形態	市健康長寿あんしん課で啓発・勧奨資材を作成し、チラシ配布やポスター掲示、声かけを実施							
実施場所	市健康推進館、自宅訪問							
時期・期間	4月から翌年3月							
ストラクチャー評価								
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、市民健康係							
保健医療関係団体	杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、地元医師会							
その他の組織	健康づくり推進協議会、市内事業所							
他事業	特定健診未受診者対策、保健指導事業							
今後の課題・取り組みの方向性								
歯科健診及びがん検診の評価指標及び受診体制や周知・啓発方法を見直し、受診率を高めます。								

4) 受診行動適正化の推進

① 重複・頻回受診者及び重複服薬者の訪問指導

目標・方向性	レセプト等により、医療機関への過度な受診が確認された者、重複して薬剤処方を受けている者を特定して保健指導を実施します。またお薬手帳の利用の促進を図ります。						
評価	事業体制の見直しを行い、医療機関や薬剤師と連携したうえで、事業対象者に通知勧奨や保健指導を実施するようになりました。						
アウトカム評価							
	平成 30 年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	達成 状況
対象者への	目標値	—	—	70%	80%	90%	100% C

介入率	実績値	5.6%	5.6%	0.0%	16.7%	25.0%	33.3%		
お薬手帳の普及啓発	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	E	
	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
アウトプット評価									
なし									
プロセス評価									
周知	なし								
勧奨	事業対象者へ個別通知を実施								
実施及び実施後の支援状況	実施形態	国保連合会のデータから事業対象者を抽出後、医療受診や服薬状況、健診受診状況を確認し、ケース会議を実施し、保健師が対象者を訪問（令和4年度からは事業対象者への個別通知後に訪問）							
	実施場所	自宅訪問							
	時期・期間	4月から翌年3月							
ストラクチャー評価									
庁内担当部署	健康長寿あんしん課	国保保健事業係、市民生活課	国保係						
保健医療関係団体	地元医師会及び薬剤師会、大分県国保連合会								
今後の課題・取り組みの方向性									
重複頻回受診の背景や重複服薬による心身への長期的な影響を考え、事業対象者の抽出回数を増やし、対象者に早めに保健指導ができるようにします。									
薬剤師会との連携や広報活動の強化を進めていきます。									
アウトカム評価ができるよう、KDBの活用を進めていきます。									

② ジェネリック医薬品の普及啓発

目標・方向性	レセプトから、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減が一定額以上見込まれる者を選定し、通知書を送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促進します。							
評価	ジェネリック医薬品の使用率が目標を達成しています。							
アウトカム評価								
	平成30年度 (ペースライン)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成状況	
ジェネリック	目標値	70%	70%	80%	81%	82%	83%	B

ク医薬品の利用率	実績値	74.9%	77.7%	77.3%	80.7%	81.6%	—																
アウトプット評価																							
なし																							
プロセス評価																							
周 知	年1回、広報きつきにジェネリック医薬品の利用促進に関する記事を掲載																						
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知書を送付 ・市各庁舎国保窓口にてリーフレット等を設置配布 ・保健指導時に必要に応じて利用勧奨 																						
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	主に市民生活課で周知勧奨を実施																					
	実施場所	市各庁舎、自宅訪問																					
	時期・期間	4月から翌年3月																					
ストラクチャー評価																							
庁内担当部署	市民生活課 国保係、健康長寿あんしん課 国保保健事業係																						
保健医療関係団体	市内医療機関、薬剤師会、大分県国保連合会																						
今後の課題・取り組みの方向性																							
引き続き、事業の普及啓発や個別通知・勧奨を実施していきます。																							

(2) 取り組み全体の課題・今後の方向性

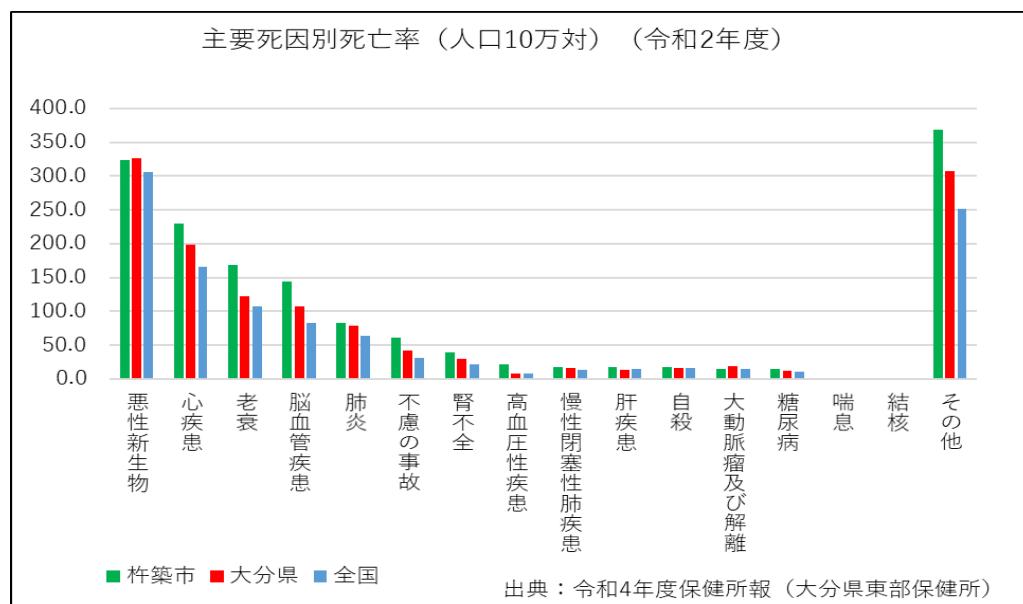
- 1) 特定健診、基本健診、がん検診及び歯科健診の実施体制を見直すとともに、効果的・効率的な受診率向上対策を講じていく必要があります。
- 2) 特定健診や基本健診後の保健指導・受診勧奨を、適切な時期に確実に実施するための実施体制の構築と、事業や保健指導の成果を検証し、保健指導等の質の向上を図っていく必要があります。
- 3) 引き続き、関係機関や関係団体との連携を構築し、事業効果を高める必要があります。
- 4) 疾病予防・重症化予防のため、個別支援に加え、さまざまな広報媒体や啓発の機会を活用した広報・啓発活動を進め、ヘルスリテラシーの向上を目指す必要があります。
- 5) 各種事業の実施や評価の際に、健診データだけでなく、KDB（国保データベースシステム）やレセプト情報を有効活用していく必要があります。
- 6) 上記1)～5)の取り組みにあたっては、従来の方法にとらわれず、民間事業者への外部委託やデジタルを活用した取り組み等の導入を積極的に検討し、市国保や保健事業を取り巻く変化に柔軟に対応し、事業を遂行できるようにしていく必要があります。

3 健康・医療・介護の情報分析と課題

(1) 死亡の状況

1) 主要死因別死亡率（人口10万対）

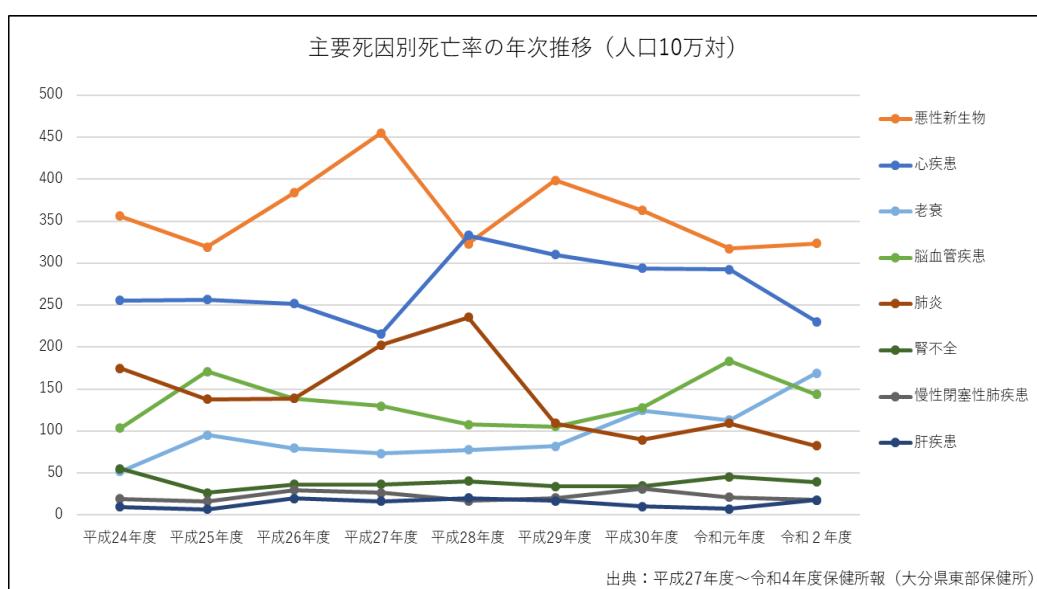
悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎の順で、死亡率が高くなっています。



* 人口10万対死亡率とは、人口を10万人とした時にどれくらいの人数が亡くなっているか表したもので、人口が異なる集団同士を比較する時に使います。

2) 主要死因別死亡率の年次推移（人口10万対）

悪性新生物、心疾患は変化が少なく、肺炎はやや減少し、脳血管疾患、老衰がやや増加しています。



3) 標準化死亡比 (SMR)

男女とも高血圧性疾患や急性心筋梗塞などの循環器疾患による死亡が全国基準値の100を超えていています。特に女性では有意に高い疾患が多くなっています。

(平成29年～令和3年平均)	杵築市 (全年齢)			大分県 (全年齢)			
	男性	女性		男性	女性		
死亡総数	100.2	111.9	**	99.4	107.8	**	
悪性新生物	93.6	92.1		93.6	95.3	**	
高血圧性疾患	216.5	*	223.7	**	91.1	117.4	**
心疾患（高血圧性を除く）	112.8		131.4	**	96.0	109.1	**
急性心筋梗塞	156.9	**	210.8	**	130.1	142.4	**
不整脈及び伝導障害	129.5		169.8	**	112.8	118.2	**
心不全	107.0		122.9	*	85.7	106.3	**
脳血管疾患	97.7		118.1		103.4	108.9	**

出典：市町村別標準化死亡比（大分県福祉保健企画課調）

標準化死亡比(SMR)は、各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数と、その地域の実際の死亡数との比を示します。主に小地域の比較に用いられ、全国を100(基準値)として、100より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪く、100より小さいということは、全国より良いということを意味します。*は5%の危険率で有意差がある、**は1%の危険率で有意差があることを示します。

(2) 平均寿命とお達者年齢（市町村別健康寿命）、障がい期間

1) 「平均寿命」と「お達者年齢」の市町村比較（平成29年～令和3年の平均）

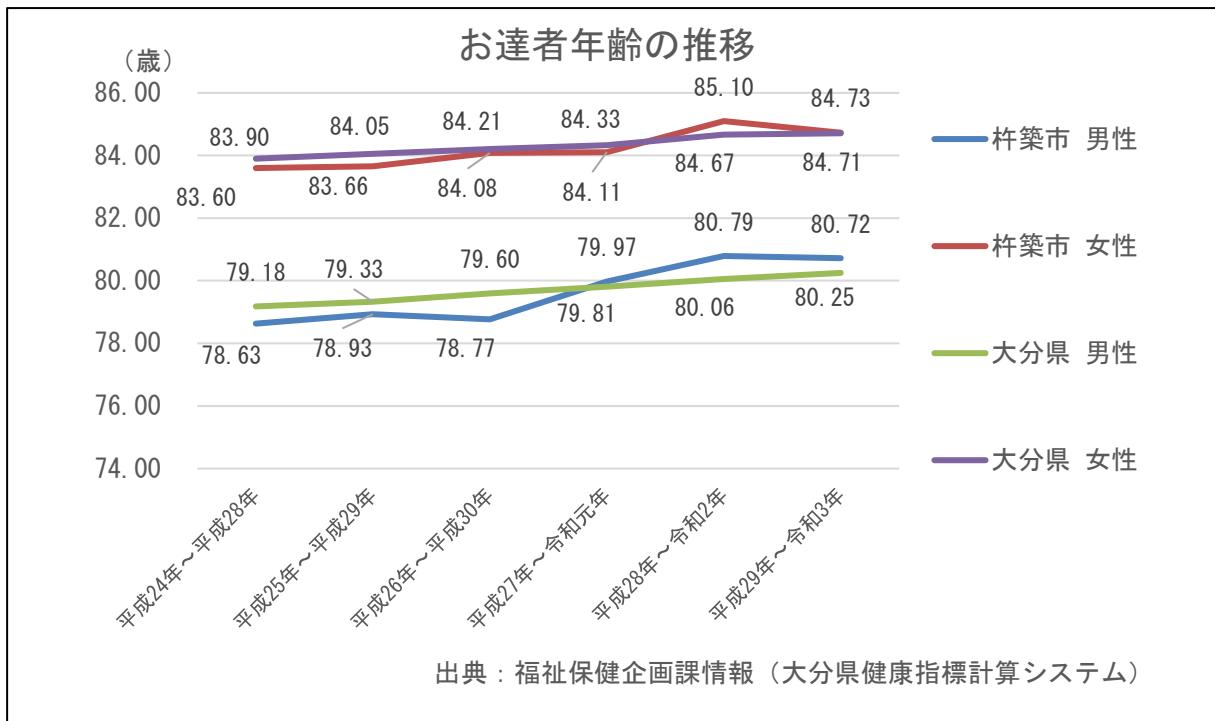
県の平均寿命やお達者年齢と比較すると、杵築市は男女ともやや高くなっています。

平成29年～令和3年	平均寿命	お達者年齢	障がい期間	平均寿命	お達者年齢	障がい期間
	男性			女性		
大分市	82.27	80.64	1.63	88.18	84.71	3.47
別府市	81.02	79.47	1.55	87.54	84.43	3.11
中津市	81.11	79.56	1.55	87.64	84.12	3.52
日田市	80.47	79.20	1.27	87.38	84.46	2.92
佐伯市	81.47	80.24	1.23	87.62	84.94	2.68
臼杵市	81.60	80.30	1.30	87.64	84.80	2.84
津久見市	79.80	77.98	1.82	87.39	83.41	3.98
竹田市	81.28	79.98	1.30	87.75	84.55	3.20
豊後高田市	80.88	79.62	1.26	88.24	85.37	2.87
杵築市	82.31	80.72	1.59	88.00	84.73	3.27
宇佐市	81.48	79.91	1.57	87.78	84.47	3.31
豊後大野市	82.46	80.78	1.68	87.45	84.08	3.37
由布市	81.99	80.50	1.49	88.58	85.08	3.50
国東市	81.46	80.17	1.29	88.53	85.93	2.60
姫島村	80.98	80.03	0.95	89.77	87.12	2.65
日出町	81.96	80.61	1.35	87.80	84.97	2.83
九重町	82.24	81.10	1.14	88.48	85.98	2.50
玖珠町	81.62	80.16	1.46	87.37	84.29	3.08
大分県	81.75	80.25	1.50	87.93	84.71	3.22

出典：福祉保健企画課情報（大分県健康指標計算システム）

2) お達者年齢の年次推移

お達者年齢は杵築市、大分県とも年々上がってきています。ここ数年は、杵築市が県を上回っています。



(注)

- ・大分県が算出する「平均寿命」及び「お達者年齢（市町村別健康寿命）」は、データの少なさに起因する偶然性を排除するため、5年平均を算出しています。
- ・平均寿命とは、0歳における平均余命をいいます（作成基礎期間における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、ある年齢の人がその後生存する年数の平均）。
- ・「お達者年齢」は介護保険制度による要介護2以上に認定されていない方を健康とみなして算出しています。
- ・「障がい期間」は、「平均寿命」と「お達者年齢」の差を算出したものです。

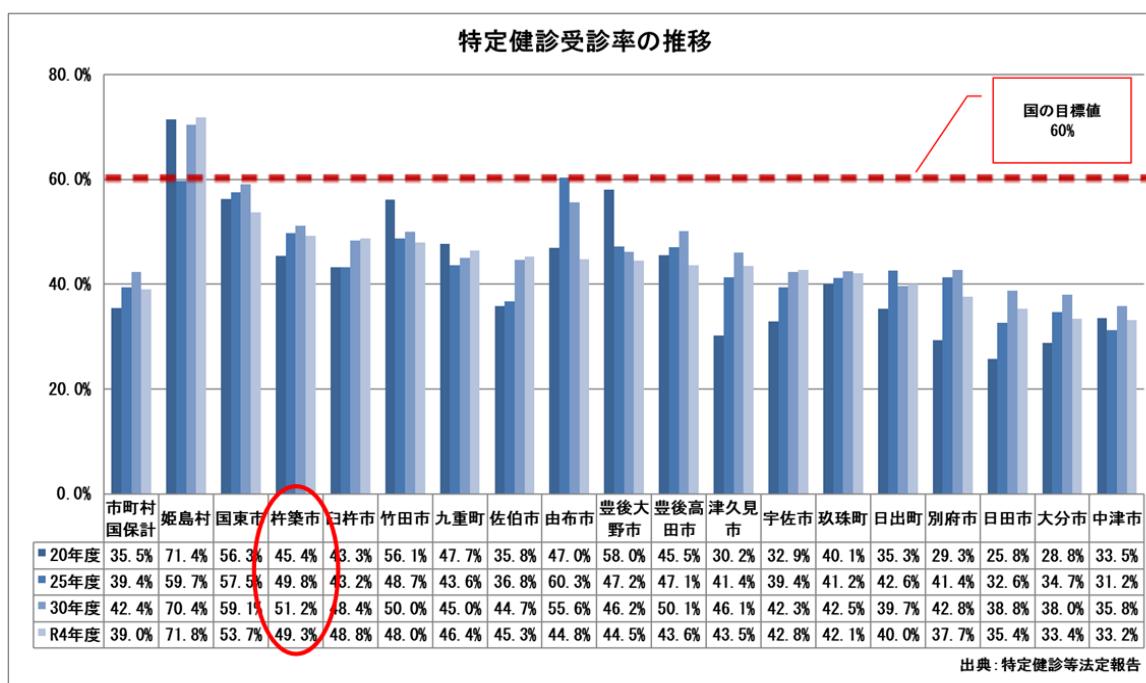
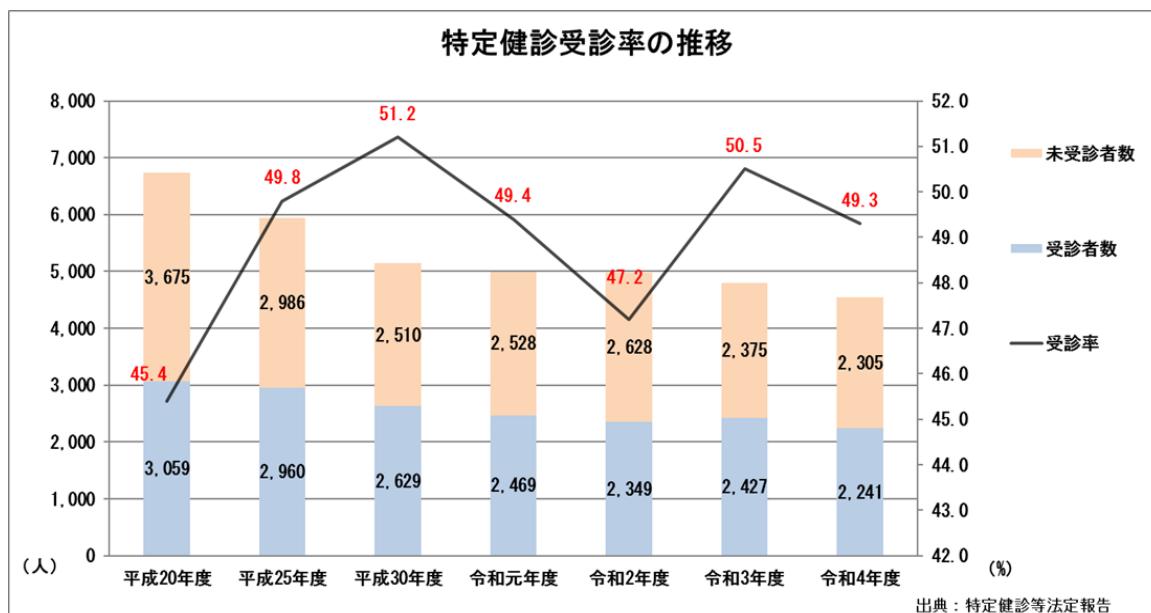
(3) 健診情報

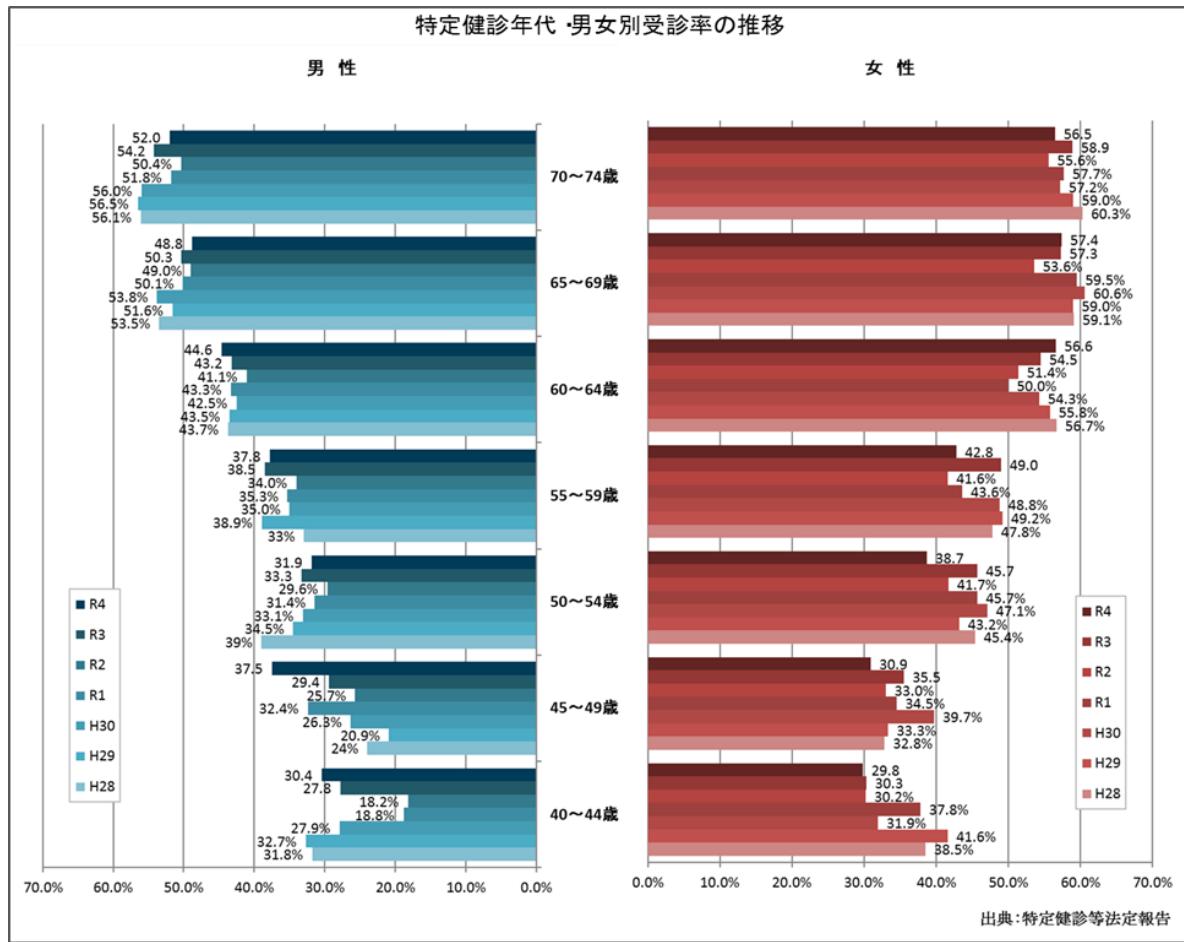
1) 特定健診受診率の年次推移

特定健診受診率は毎年50%前後で推移しています。受診者数、未受診者数とも市国保被保険者数の減少に伴い、減っています。

県内市町村と比較すると市町村国保計の受診率を毎年上回っており、受診率が高い市町村の一つです。

男女別にみると、全ての年代で、女性の受診率が男性を上回っています。また、40~50歳代だけでなく、ボリュームゾーンの65歳以上の年代でも受診率が下がってきてています。

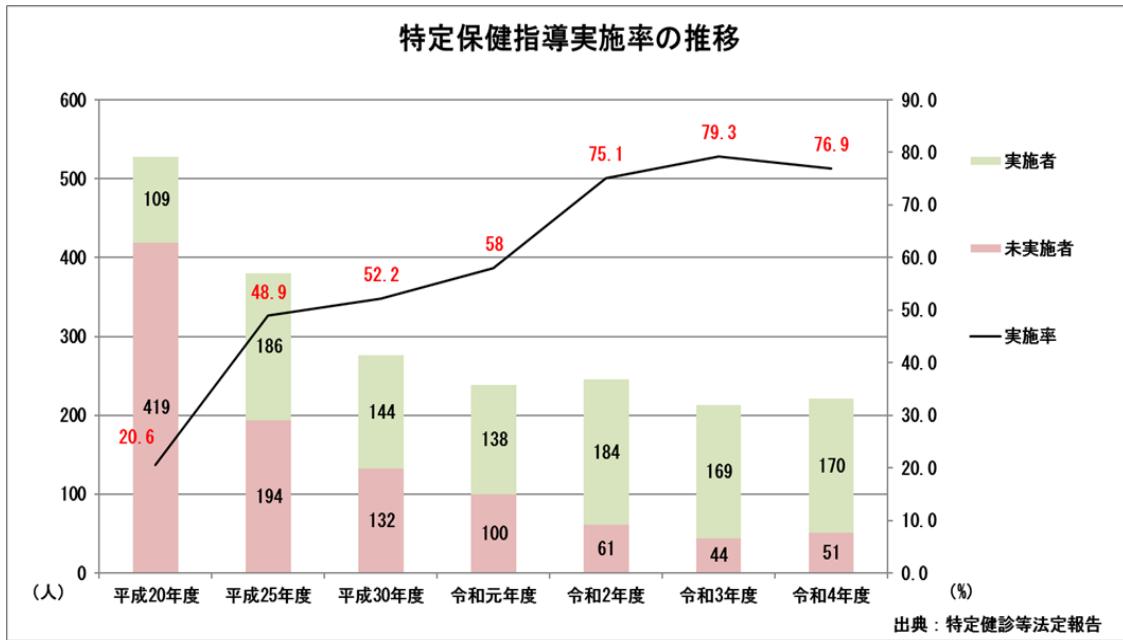


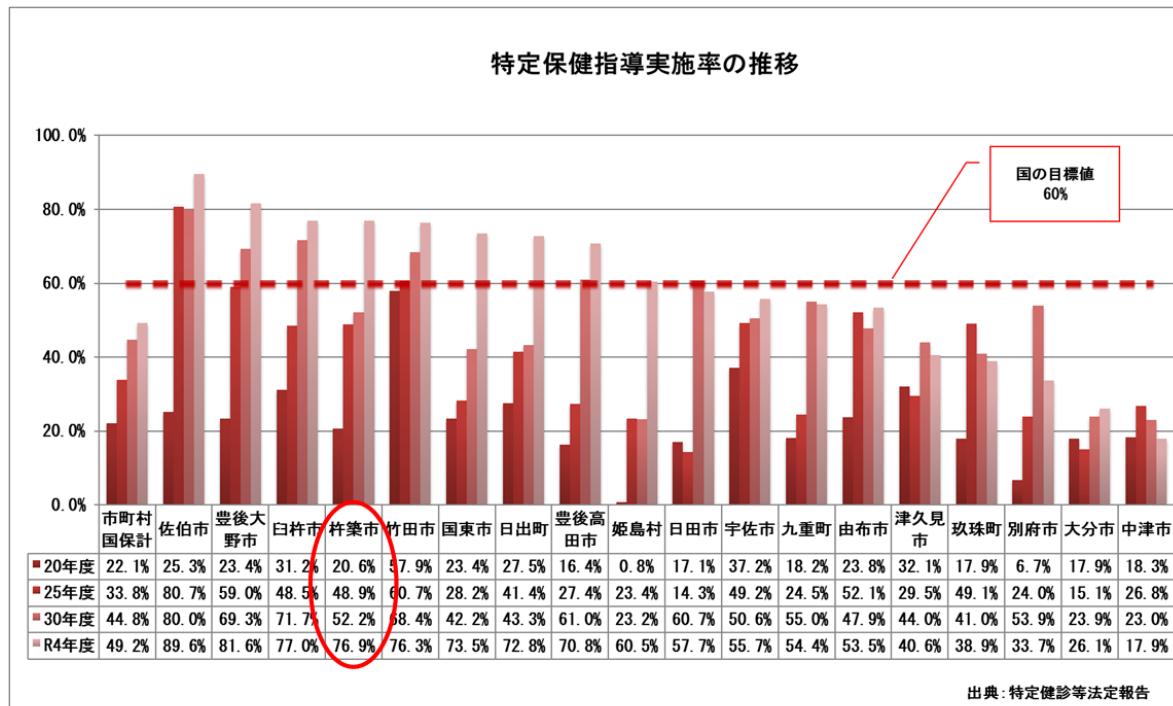


2) 特定保健指導実施率の年次推移

特定保健指導実施率は、平成30年度から上昇し、特に令和2年度以降に飛躍的に上昇していましたが、令和4年度にやや低下しました。

県内市町村と比較すると平成25年度以降は市町村国保計の実施率を上回っており、実施率が高い市町村の一つです。





3) 特定健診の状況

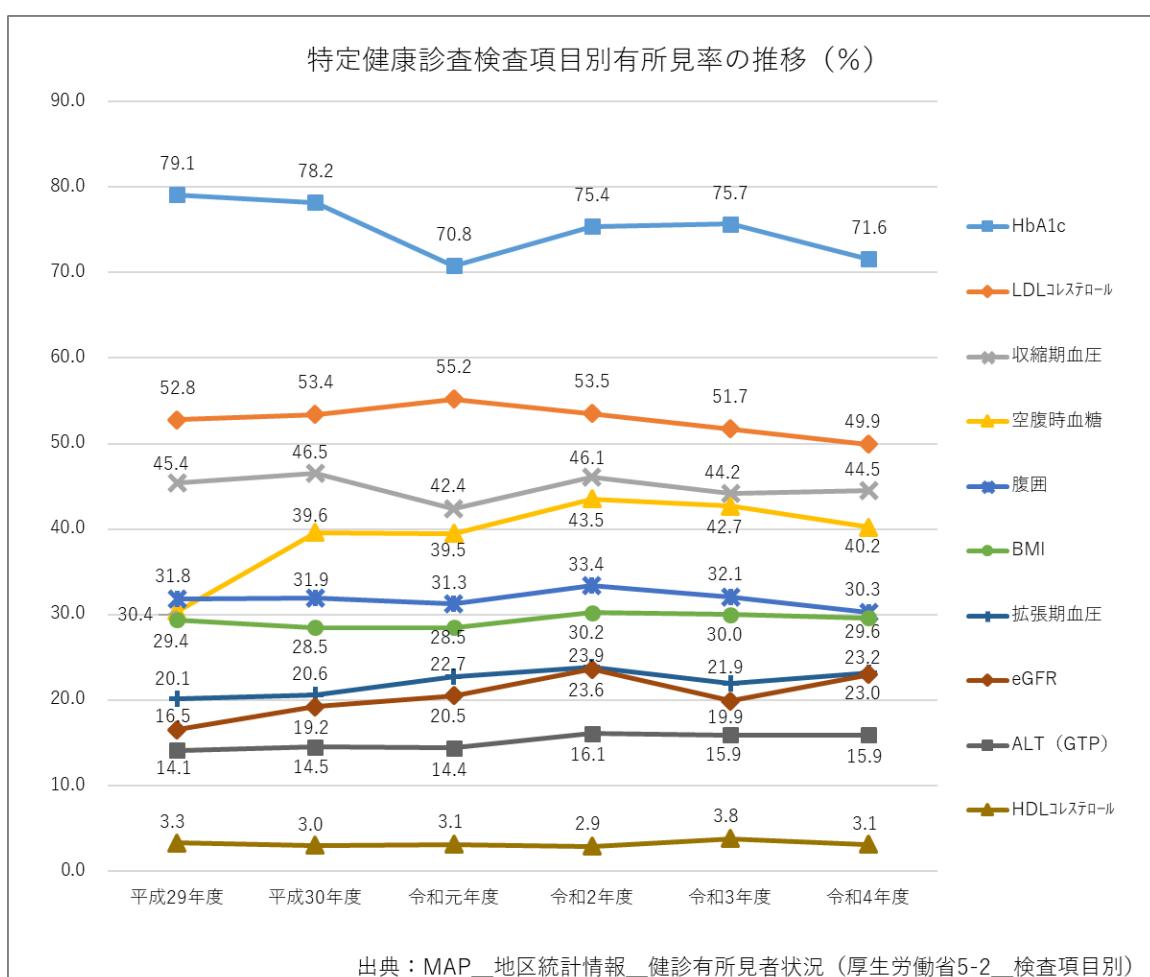
① 特定健康診査検査項目別有所見率

検査項目の中で最も有所見率が高いのはHbA1cで、次にLDLコレステロール、収縮期血圧の順で高くなっています。

年次推移で見ると、平成29年度以降、HbA1cが減少している一方、空腹時血糖が増えしており、eGFRもやや増えています。

県平均と比較すると、空腹時血糖、HbA1c、眼底検査が大きく上回っています。

県内市町村での順位は、毎年、空腹時血糖とHbA1cの順位が高く、ALT(GTP)や拡張期血圧も高い傾向にあります。

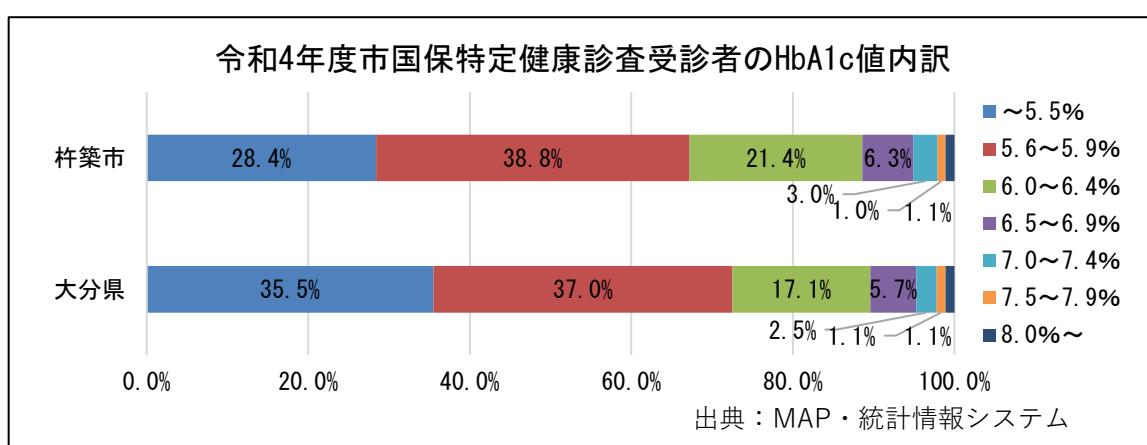
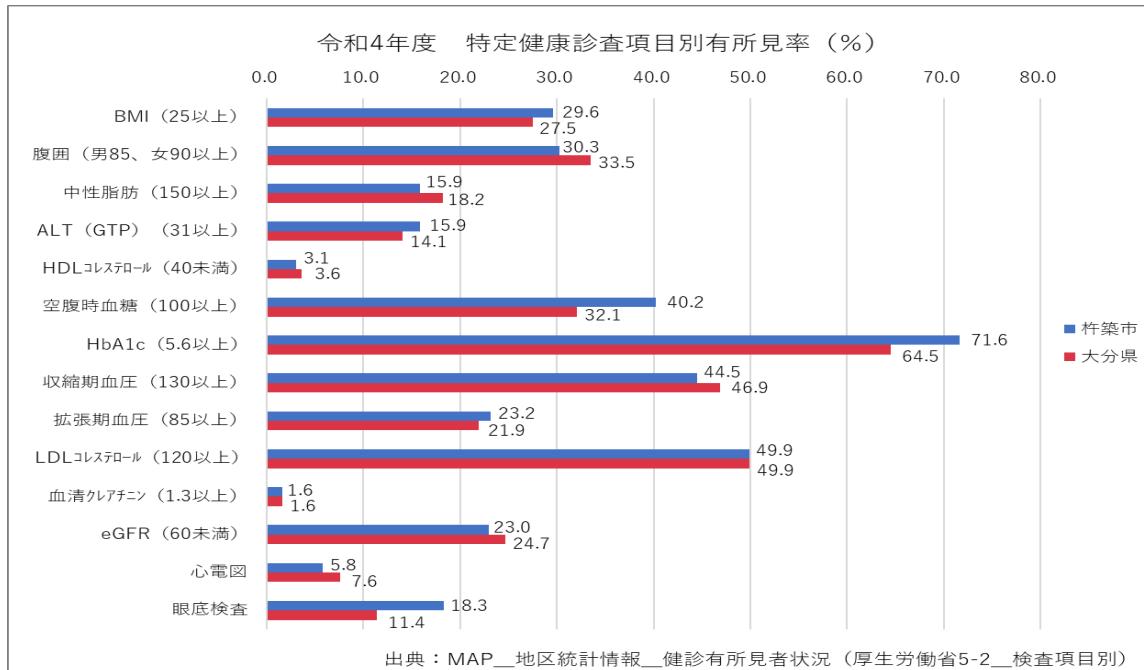


特定健康診査検査項目別有所見率順位表

※黄色は県内順位上位のもの

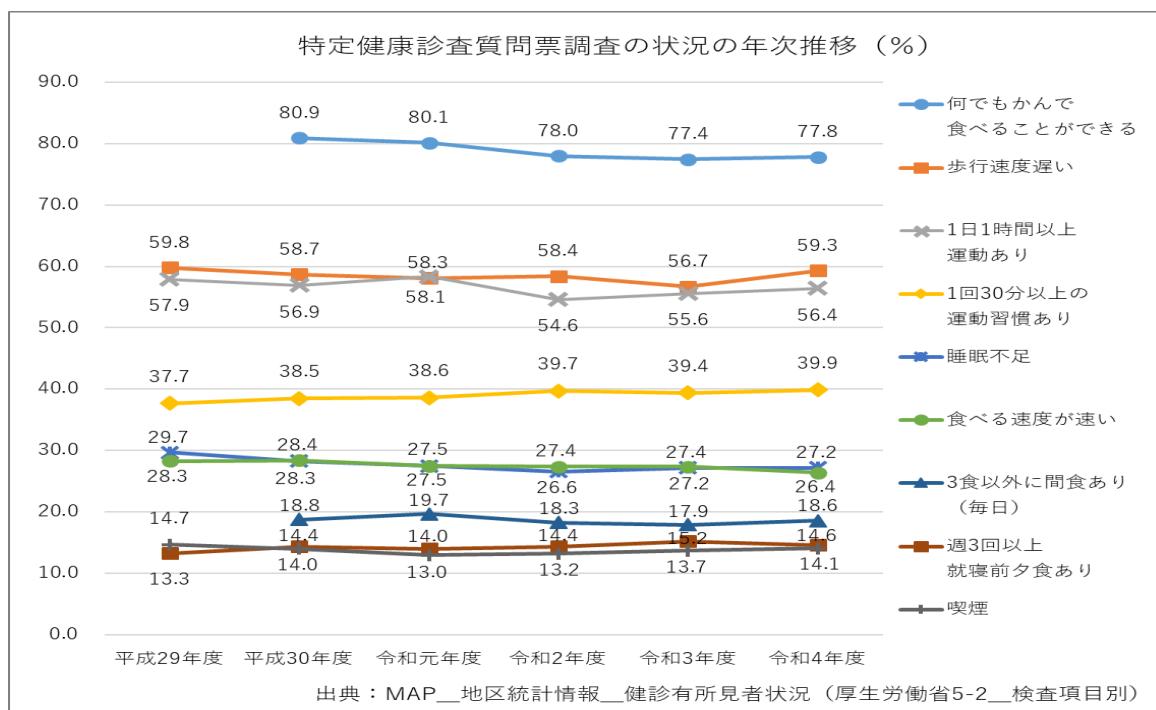
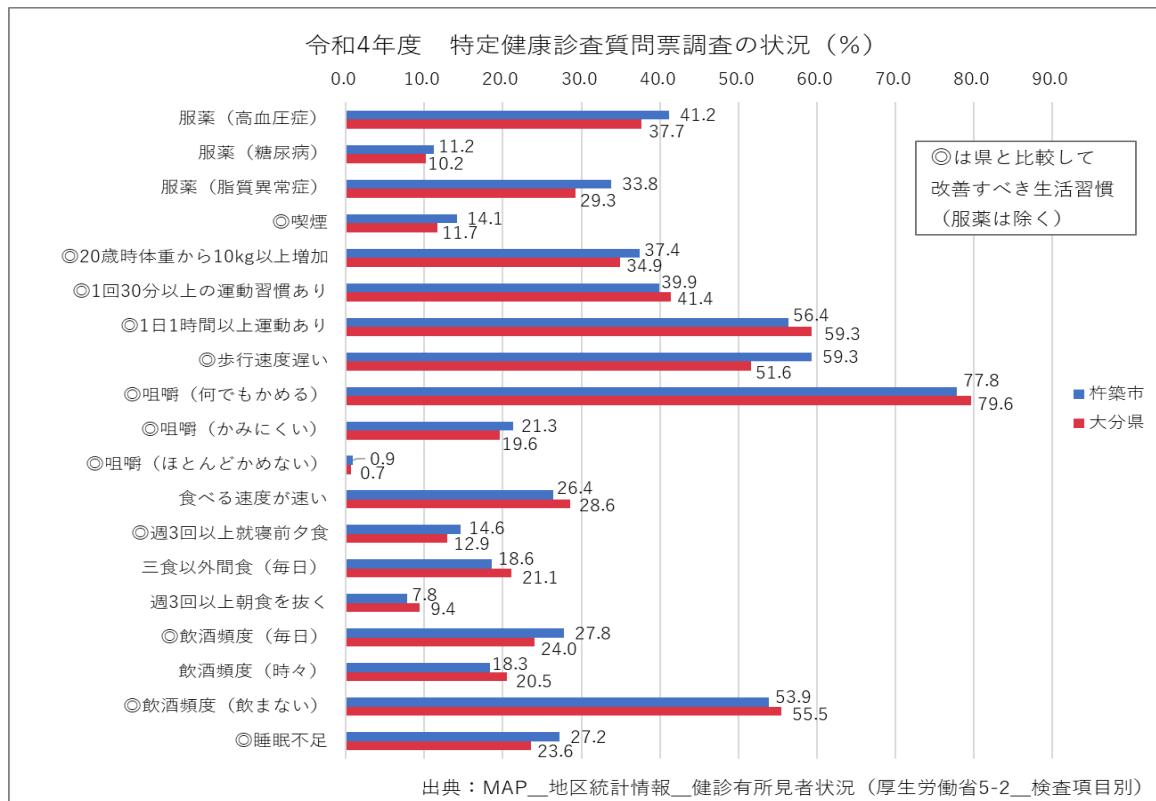
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
BMI (25以上)	6	8	8	7	9	8
腹囲 (男85、女90以上)	13	14	18	16	18	18
中性脂肪 (150以上)	10	17	13	14	12	15
ALT (GTP) (31以上)	6	7	4	2	4	2
HDLコレステロール (40未満)	16	14	13	12	4	14
空腹時血糖 (100以上)	4	1	2	2	2	3
HbA1c (5.6以上)	2	1	5	5	3	7
収縮期血圧 (130以上)	7	8	13	10	12	10
拡張期血圧 (85以上)	7	8	5	6	8	6
LDLコレステロール (120以上)	11	10	8	13	11	8
血清クレアチニン (1.3以上)	17	10	12	6	10	11
eGFR (60未満)	12	7	6	6	9	11
心電図	6	11	13	13	17	17
眼底検査	2	8	8	8	7	8

出典：KDBで見る大分県



② 特定健康診査質問票調査

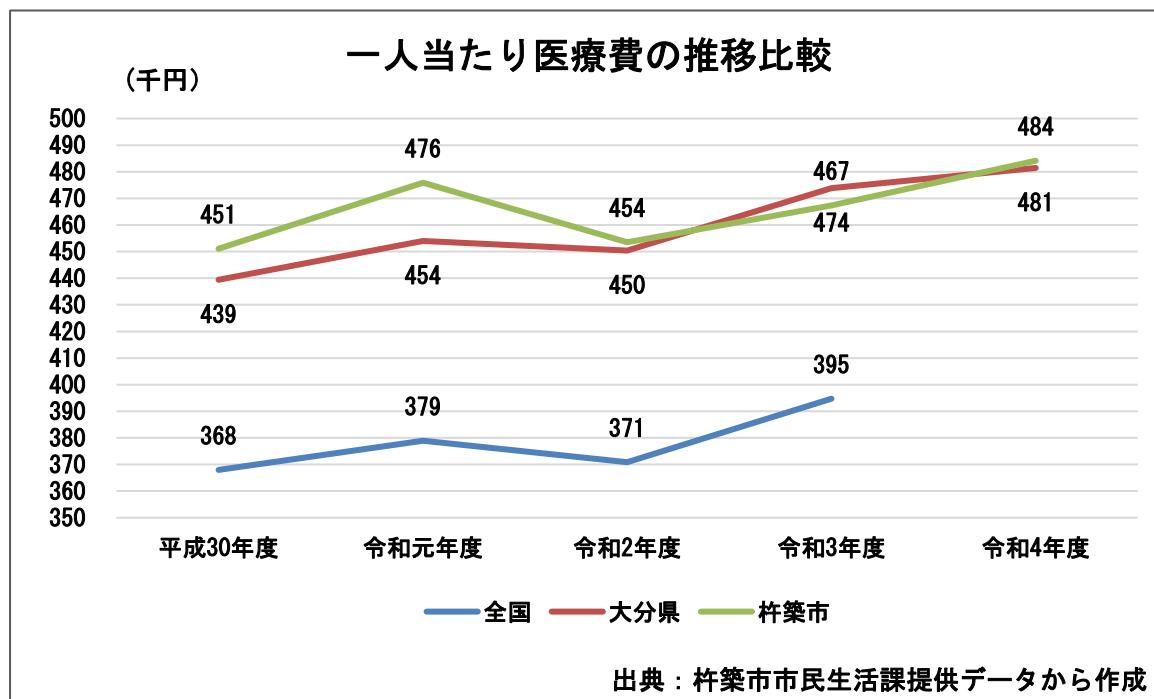
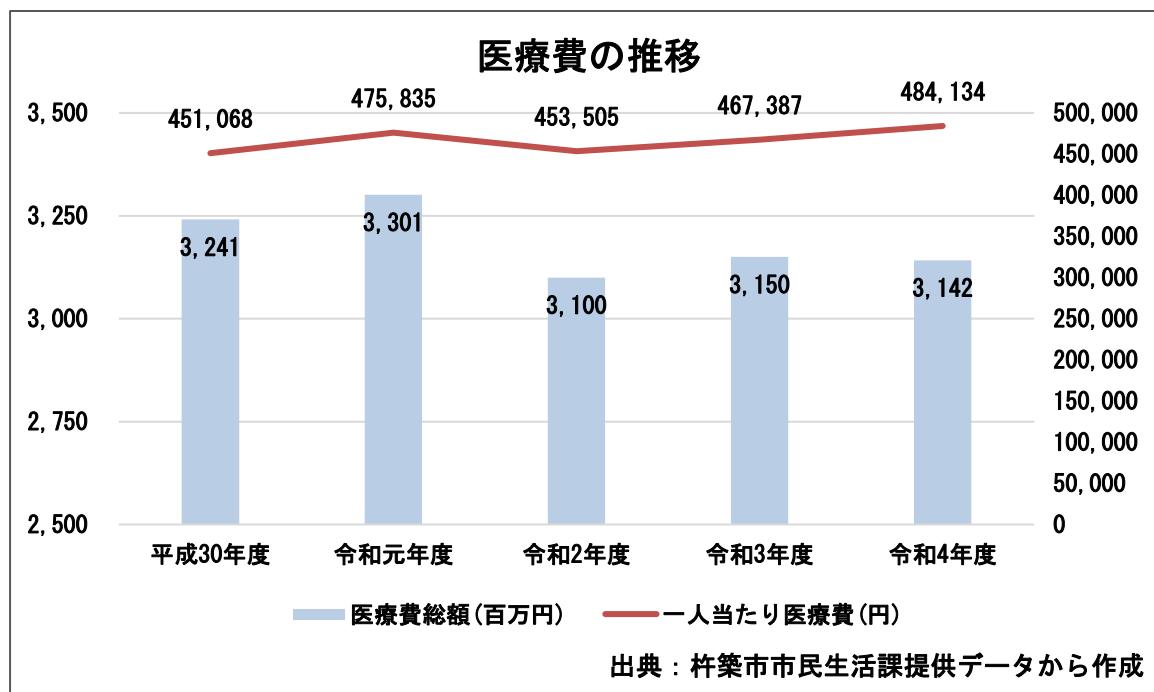
令和4年度の質問票調査結果の各項目の中で該当率が高い、または県と比較して差が大きい生活習慣は「歩行速度が遅い」、「飲酒頻度（毎日）」、「睡眠不足」、「1日1時間以上の運動なし（項目の質問はありとなっています）」及び「喫煙」等となっています。



(4) 医療情報

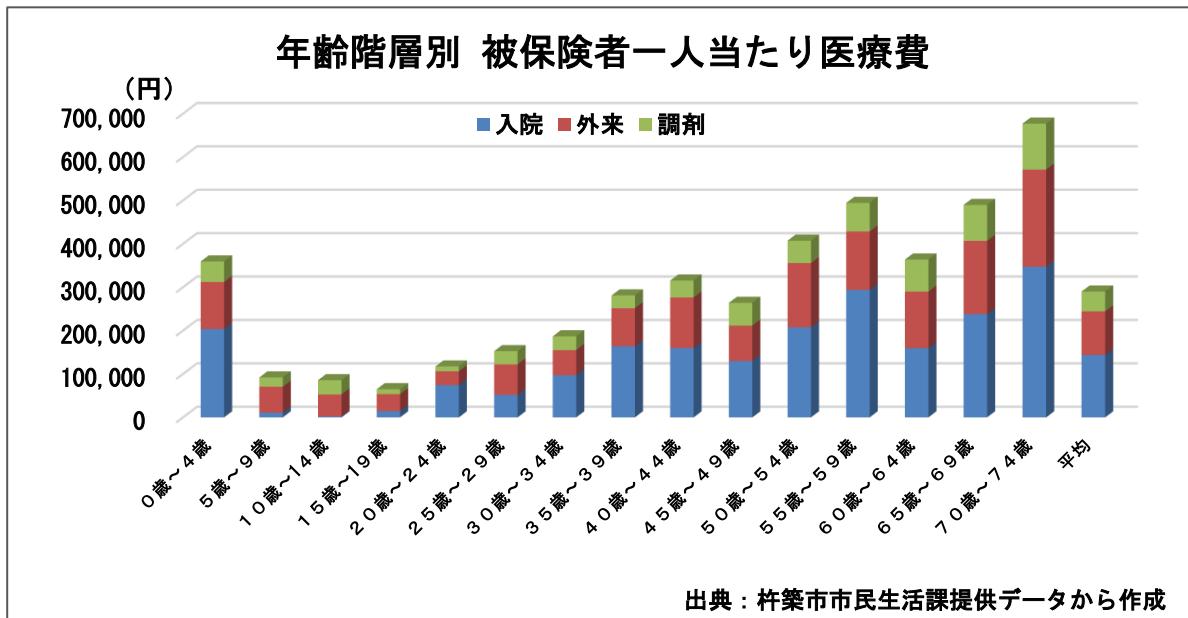
1) 医療費総額及び一人当たり医療費の推移と比較

市国保の医療費総額は、31億円余りとなっており、年々減少しています。一人当たり医療費は上昇していますが、緩やかに上昇しているため、県の一人当たり医療費と同額程度になっています。



2) 年齢階層別一人当たり医療費の比較

一人当たり医療費を年齢別に見ると、70～74歳が最も多く、次いで55～59歳が多くなっています。いずれの年代も入院医療費の増加が影響しています。



3) 点数表別費用額・割合の比較

医療費を点数表別（入院、入院外、歯科、調剤）で見ると、入院外よりも入院にかかる費用割合が高く、県と比べても、入院にかかる費用割合が高くなっています。

杵築市	平成30年度	(%)	令和元年度	(%)	令和2年度	(%)	令和3年度	(%)	令和4年度	(%)
入院	1,467,081,630	47.3	1,483,448,620	47.7	1,364,936,260	46.4	1,396,734,070	47.0	1,417,225,080	47.2
入院外	976,934,250	31.5	977,077,850	31.4	926,141,910	31.5	958,994,440	32.3	986,618,100	32.8
歯科	133,823,040	4.3	128,221,670	4.1	128,655,200	4.4	126,232,030	4.2	128,586,270	4.3
調剤	525,598,070	16.9	523,606,880	16.8	523,995,380	17.8	490,261,520	16.5	471,747,910	15.7
合計	3,103,436,990	100.0	3,112,355,020	100.0	2,943,728,750	100.0	2,972,222,060	100.0	3,004,177,360	100.0

出典：MAP_地区統計情報_医療費の状況

大分県	平成30年度	(%)	令和元年度	(%)	令和2年度	(%)	令和3年度	(%)	令和4年度	(%)
入院	47,876,512,780	44.5	47,957,999,440	44.6	45,507,324,170	44.3	46,217,663,660	43.72	44,586,536,470	43.2
入院外	36,063,443,000	33.5	35,698,462,380	33.2	34,111,112,460	33.2	35,560,390,380	33.6	35,476,573,630	34.4
歯科	5,573,416,980	5.2	5,492,163,460	5.1	5,337,182,650	5.2	5,451,000,680	5.2	5,413,879,490	5.2
調剤	18,115,678,910	16.8	18,494,191,160	17.2	17,860,746,770	17.4	18,484,836,300	17.5	17,773,915,910	17.2
合計	107,629,051,670	100.0	107,642,816,440	100.0	102,816,366,050	100.0	105,713,891,020	100.0	103,250,905,500	100.0

出典：MAP_地区統計情報_医療費の状況

4) 疾病別に見た一人当たり費用額と県内順位の年次推移

疾病別では、がん、筋・骨格、精神及び糖尿病にかかる一人当たり費用額が高くなっています。そのうち、がん、筋・骨格、糖尿病は年々、費用額が高くなっています。

県内市町村と比較すると、脳出血や脳梗塞、がんにかかる費用額の順位が高い状況が続いていましたが、令和4年度はいずれも低くなり、狭心症、慢性腎臓病（透析あり）、糖尿病にかかる費用額の順位が高くなっています。

受診率を見ると、がんの受診率のみが高い状況です。

医療費（円）

	平成29年度	順位	平成30年度	順位	令和元年度	順位	令和2年度	順位	令和3年度	順位	令和4年度	順位
糖尿病	21,399	9	20,814	9	22,176	9	22,279	6	23,540	9	24,285	7
高血圧症	15,674	12	14,188	7	13,705	8	13,124	14	12,376	13	12,845	12
脂質異常症	10,238	7	9,087	8	9,480	6	8,126	11	8,632	9	7,116	12
高尿酸血症	729	1	430	2	379	6	346	4	411	3	241	8
脂肪肝	430	11	283	17	272	15	326	15	355	15	390	13
動脈硬化症	214	16	732	1	404	4	345	16	90	14	79	16
脳出血	4,000	3	1,538	16	1,633	12	427	8	754	16	1,220	13
脳梗塞	7,913	3	7,751	3	4,574	10	4,006	1	7,367	1	4,761	12
狭心症	7,020	3	5,239	7	4,039	16	3,847	12	5,034	8	5,595	5
心筋梗塞	711	15	631	14	735	17	1,409	5	925	12	1,047	12
がん	50,739	10	59,960	2	65,549	3	59,305	9	68,331	6	66,298	9
筋・骨格	35,212	11	35,428	10	36,008	11	35,012	11	36,473	13	37,491	11
精神	42,148	13	33,322	14	32,736	14	35,254	8	34,308	14	35,794	12
慢性腎臓病（透析なし）	2,067	6	1,721	10	1,775	10	1,576	5	1,320	14	983	15
慢性腎臓病（透析あり）	24,933	8	21,360	9	26,918	6	21,876	7	24,607	9	28,498	6

※黄色は県内順位上位のもの
出典：MAP__地区統計情報__疾病分類別医療費分析

受診率（100人当たりの受診件数）

	平成29年度	順位	平成30年度	順位	令和元年度	順位	令和2年度	順位	令和3年度	順位	令和4年度	順位
糖尿病	67.14	14	70.65	13	73.00	13	73.64	11	79.76	11	81.88	12
高血圧症	112.07	12	110.21	9	107.19	10	103.16	13	97.33	13	102.11	12
脂質異常症	64.53	8	62.68	8	65.59	8	61.15	13	66.03	10	56.54	13
高尿酸血症	4.16	1	3.69	4	2.93	7	3.16	10	3.22	8	2.46	12
脂肪肝	0.91	17	0.95	17	1.17	15	1.12	15	1.49	14	1.76	13
動脈硬化症	0.48	18	0.34	17	0.55	15	0.48	17	0.60	12	0.43	14
脳出血	0.68	11	0.47	17	0.52	15	0.34	14	0.32	16	0.35	15
脳梗塞	6.33	4	6.44	3	6.05	4	5.75	8	6.59	3	5.48	8
狭心症	7.94	14	8.25	11	6.23	14	5.91	11	6.26	14	5.94	15
心筋梗塞	0.30	14	0.34	12	0.39	11	0.38	1	0.32	16	0.28	16
がん	28.24	7	30.83	4	31.58	3	28.45	10	31.57	9	33.83	4
筋・骨格	92.64	14	93.55	14	89.32	15	84.10	13	87.22	15	84.35	17
精神	48.33	14	42.48	14	44.55	13	42.81	12	43.43	15	45.47	13
慢性腎臓病（透析なし）	1.78	9	2.61	8	2.79	6	2.36	4	2.29	11	2.22	13
慢性腎臓病（透析あり）	5.29	8	4.39	10	4.86	10	4.66	6	5.0	12	5.56	11

※黄色は県内順位上位のもの
出典：MAP__地区統計情報__疾病分類別医療費分析

5) 費用額の疾病別順位の年次推移

入院では、統合失調症、その他の悪性新生物、その他心疾患、腎不全、その他の神経系の疾患の順で一人当たり費用額が高くなっています。

入院外では、腎不全、糖尿病、その他の悪性新生物、高血圧性疾患、その他心疾患となっています。

入院	1位			2位			3位			4位			5位		
	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	費用額(円)
		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)
平成29年度	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	419	20,524	その他の心 疾患	117	11,694	骨折	106	9,350	腎不全	86	8,594	その他の悪 性新生物	88	7,954
		156,082,650			88,930,090			71,107,330			65,359,870		60,492,070		
平成30年度	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	299	15,019	その他の心 疾患	112	13,237	その他の悪 性新生物	117	11,565	その他の神 経系の疾患	139	8,530	骨折	87	7,285
		109,461,260			96,471,180			84,287,400			62,168,290		53,089,860		
令和元年度	腎不全	126	12,847	その他の悪 性新生物	126	12,803	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	234	12,158	その他の神 経系の疾患	145	10,604	その他の心 疾患	105	10,244
		91,162,720			90,852,720			86,276,150			75,245,270		72,688,370		
令和2年度	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	265	14,561	その他の悪 性新生物	106	12,057	その他の神 経系の疾患	142	11,909	骨折	127	10,403	その他の心 疾患	92	9,602
		104,051,360			86,160,580			85,104,900			74,340,960		68,613,080		
令和3年度	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	285	16,237	その他の悪 性新生物< 腫瘍>	126	14,270	その他の神 経系の疾患	148	10,726	腎不全	87	10,328	その他の心 疾患	74	8,364
		111,452,500			97,952,260			73,624,270			70,888,890		57,412,100		
令和4年度	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想	225	14,696	その他の悪 性新生物< 腫瘍>	123	14,018	その他の心 疾患	97	12,150	腎不全	84	11,327	その他の神 経系の疾患	132	9,845
		95,435,780			91,031,000			78,904,120			73,556,350		63,930,560		

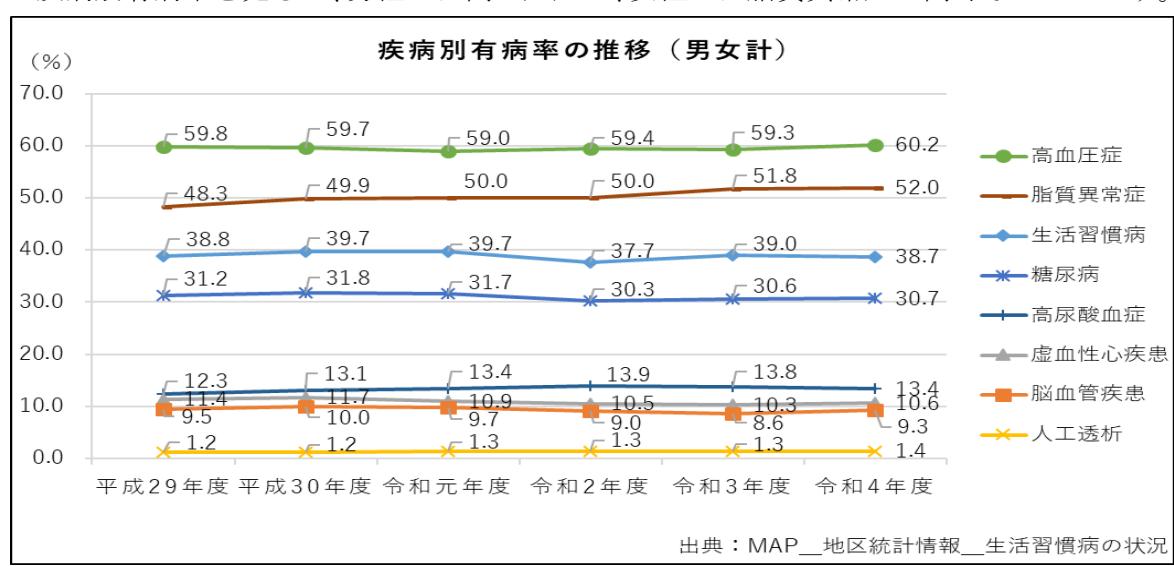
出典：MAP_地区統計情報_疾病分類別医療費分析_大・中分類

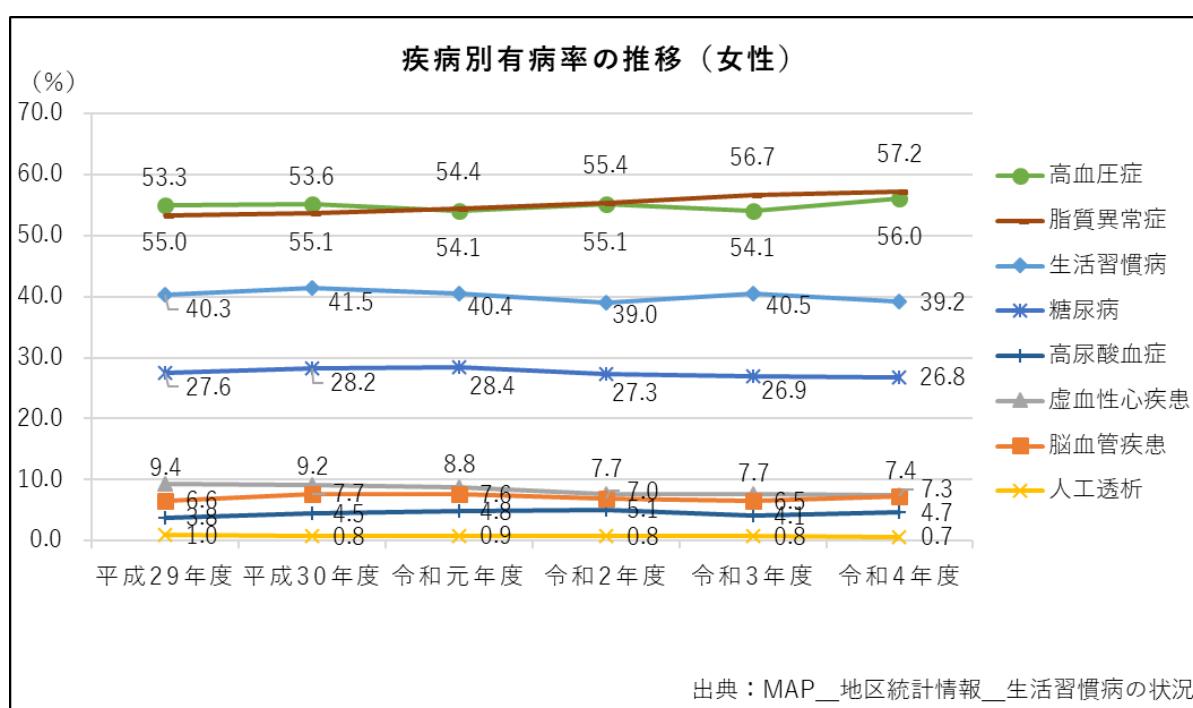
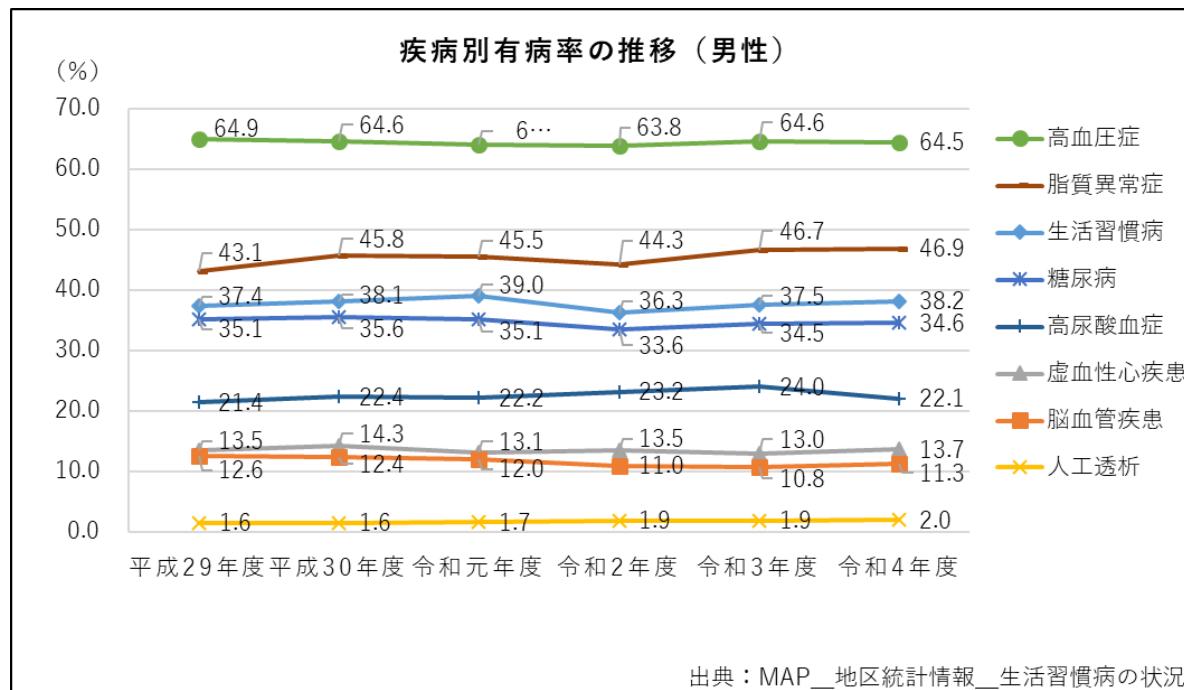
入院外	1位			2位			3位			4位			5位		
	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)	分類名	件数	一人当たり費用額(円)
		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)		費用額(円)	(円)
平成29年度	腎不全	635	25,026	糖尿病	5,157	19,745	高血圧性疾 患	8,401	14,928	その他の内分 泌、栄養及び 代謝障害	5,336	11,720	その他の消 化器系の疾 患	1,937	7,178
		190,320,630			150,159,450			113,528,510			89,129,920			54,590,300	
平成30年度	腎不全	665	26,380	糖尿病	5,302	20,023	高血圧性疾 患	8,099	13,739	脂質異常症	4,594	9,070	その他の心 疾患	1,449	8,478
		192,259,980			145,928,790			100,128,610			66,099,330			61,787,020	
令和元年度	腎不全	655	26,223	糖尿病	5,308	20,508	高血圧性疾 患	7,683	13,213	脂質異常症	4,672	9,398	その他の心 疾患	1,444	8,896
		186,077,680			145,526,250			93,757,380			66,690,890			63,128,160	
令和2年度	腎不全	617	25,994	糖尿病	5,371	20,430	高血圧性疾 患	7,456	12,685	その他の悪 性新生物	574	10,251	その他の心 疾患	1,459	8,565
		185,751,480			145,991,530			90,644,010			73,250,250			61,203,290	
令和3年度	腎不全	574	24,439	糖尿病	5,609	22,354	その他の悪 性新生物< 腫瘍>	663	12,524	高血圧性疾 患	6,747	11,809	その他の心 疾患	1,687	9,003
		167,752,390			153,437,850			85,967,300			81,056,870			61,797,170	
令和4年度	腎不全	574	24,039	糖尿病	5,409	22,758	高血圧性疾 患	6,613	12,015	その他の悪 性新生物< 腫瘍>	633	9,732	その他の心 疾患	1,540	8,599
		156,106,850			147,790,790			78,025,470			63,197,630			55,841,270	

出典：MAP_地区統計情報_疾病分類別医療費分析_大・中分類

6) 疾病別有病率の推移

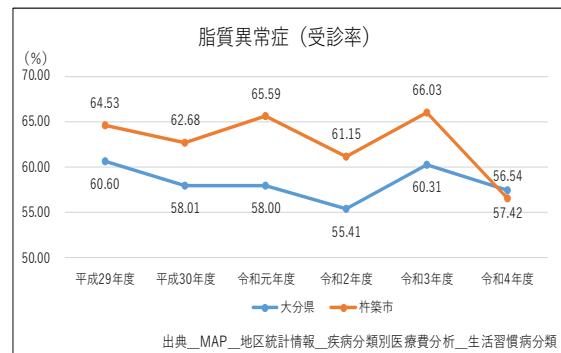
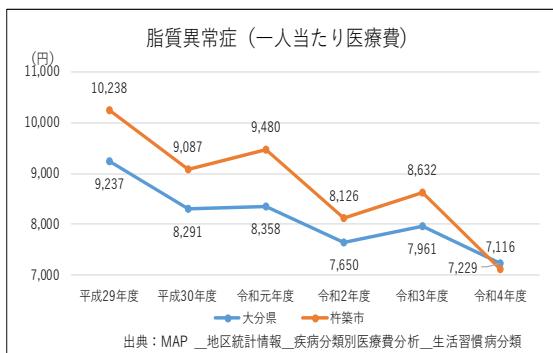
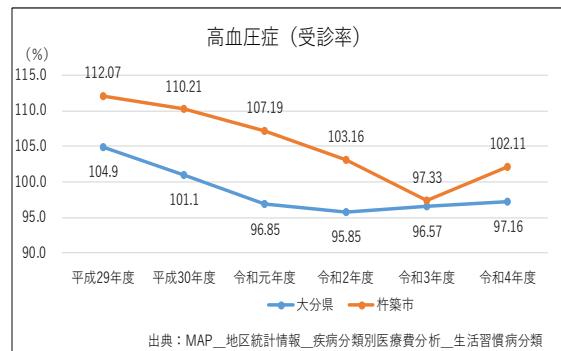
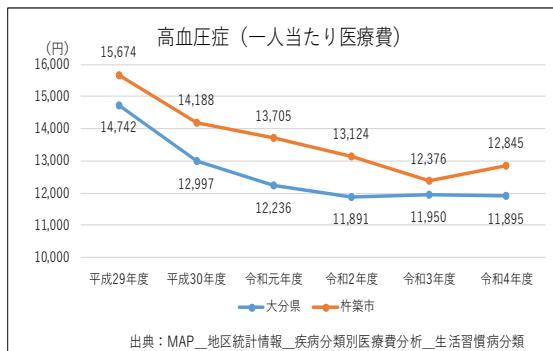
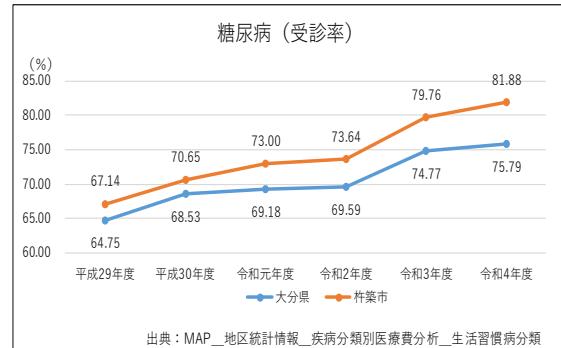
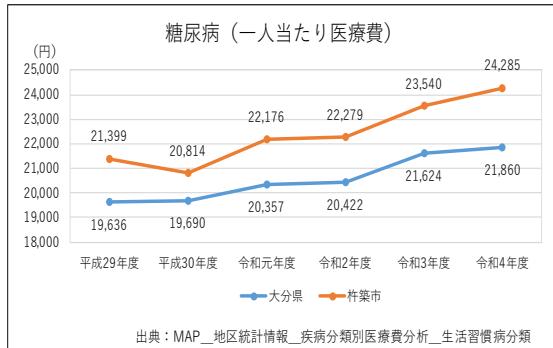
疾病別有病率を見ると、男性では高血圧症が、女性では脂質異常症が高くなっています。

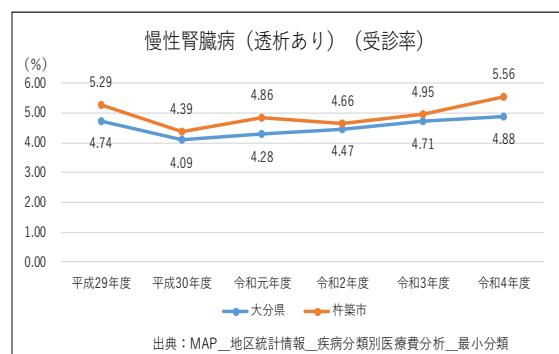
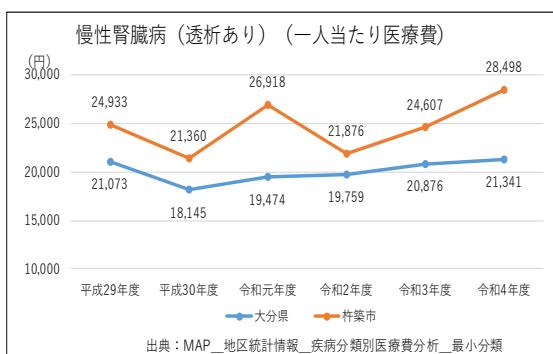
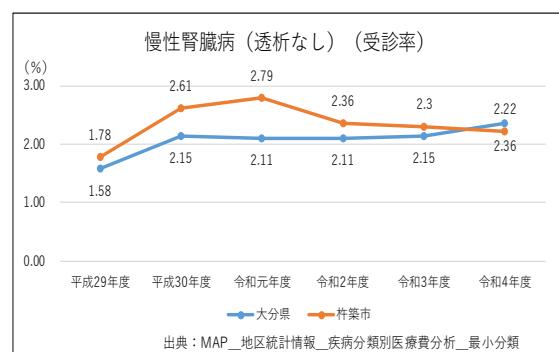
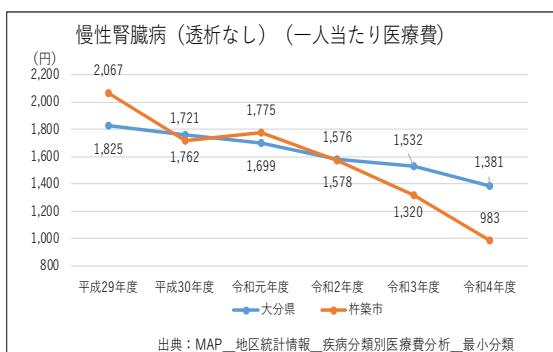
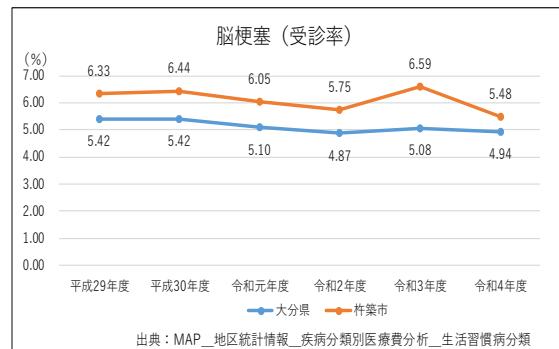
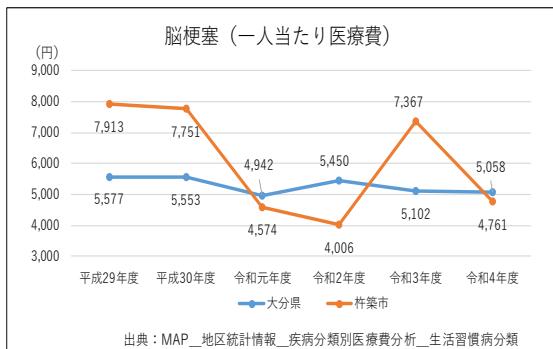




7) 疾病別一人当たり費用額及び受診率の年次推移及び県との比較

糖尿病の費用額と受診率が年々高くなっています。その他の疾患は、減少傾向にあります。

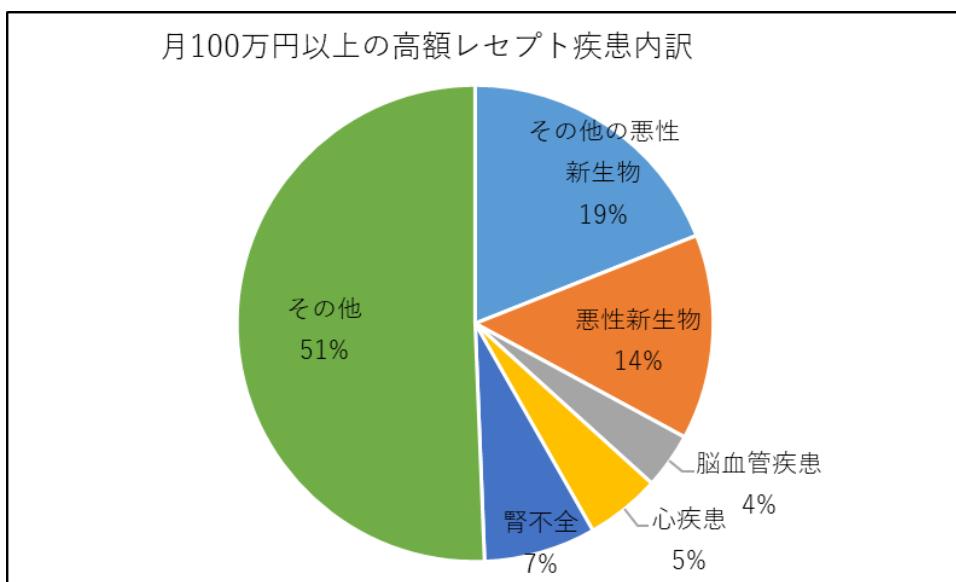




8) 月100万円以上高額レセプト疾患件数(令和2年～令和4年 各5月診療分)

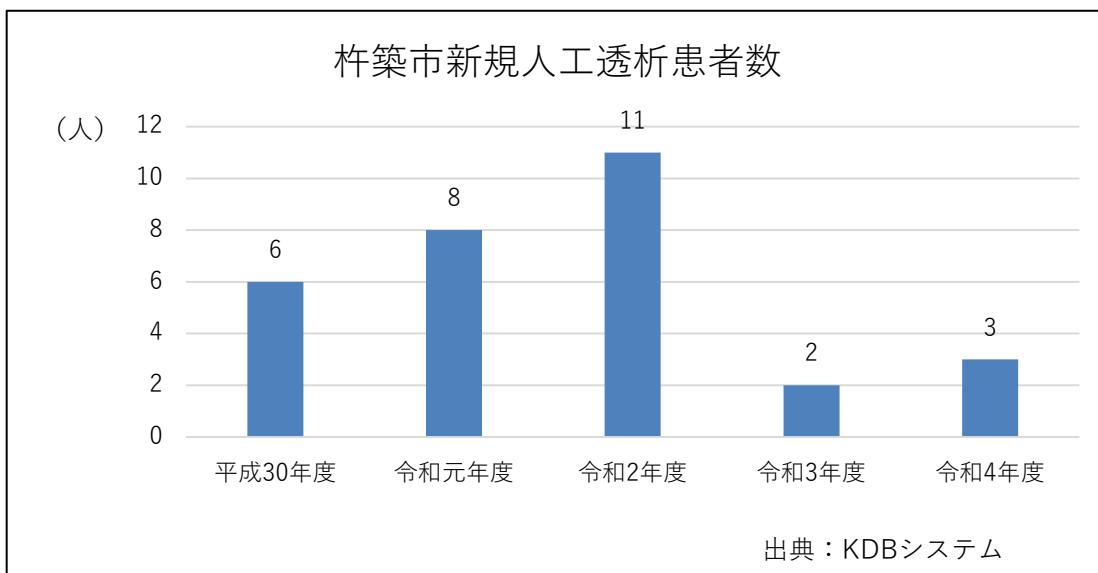
月に100万円を超える医療費がかかった疾患を件数別に見ると、「その他の悪性新生物」、「悪性新生物」、「腎不全」、「心疾患」、「脳血管疾患」の順に多くなっています。

	その他の悪性新生物	悪性新生物	腎不全	心疾患	脳血管疾患	その他	合計
件数(件)	15	11	6	4	3	40	79
割合(%)	19.0	13.9	7.6	5.1	3.8	50.6	100.0



9) 新規人工透析患者数の年次推移

杵築市国保被保険者のうち、新たに人工透析による治療を必要とする方が毎年います。(ただし、被用者保険または転入等で市国保被保険者となった方も新規人工透析患者数に含まれています。)



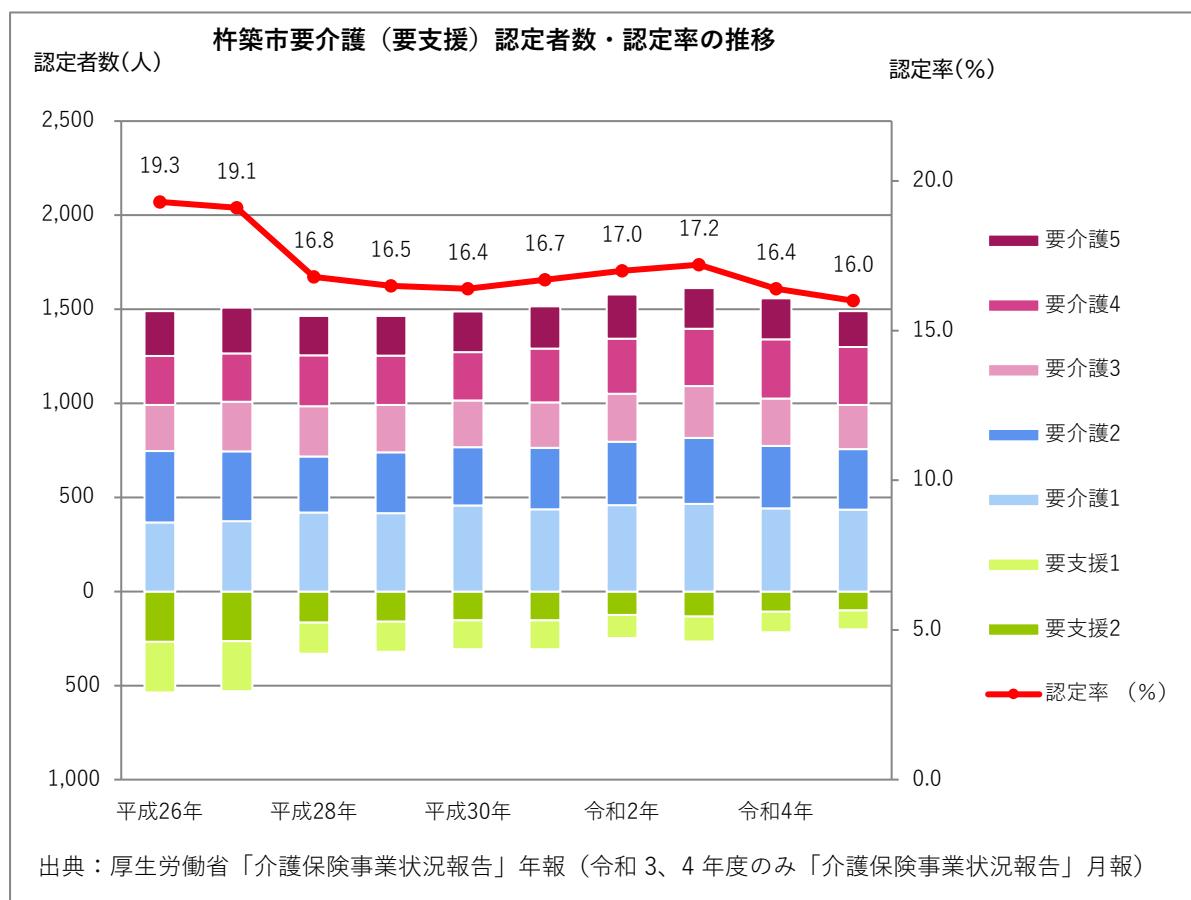
(5) 介護情報

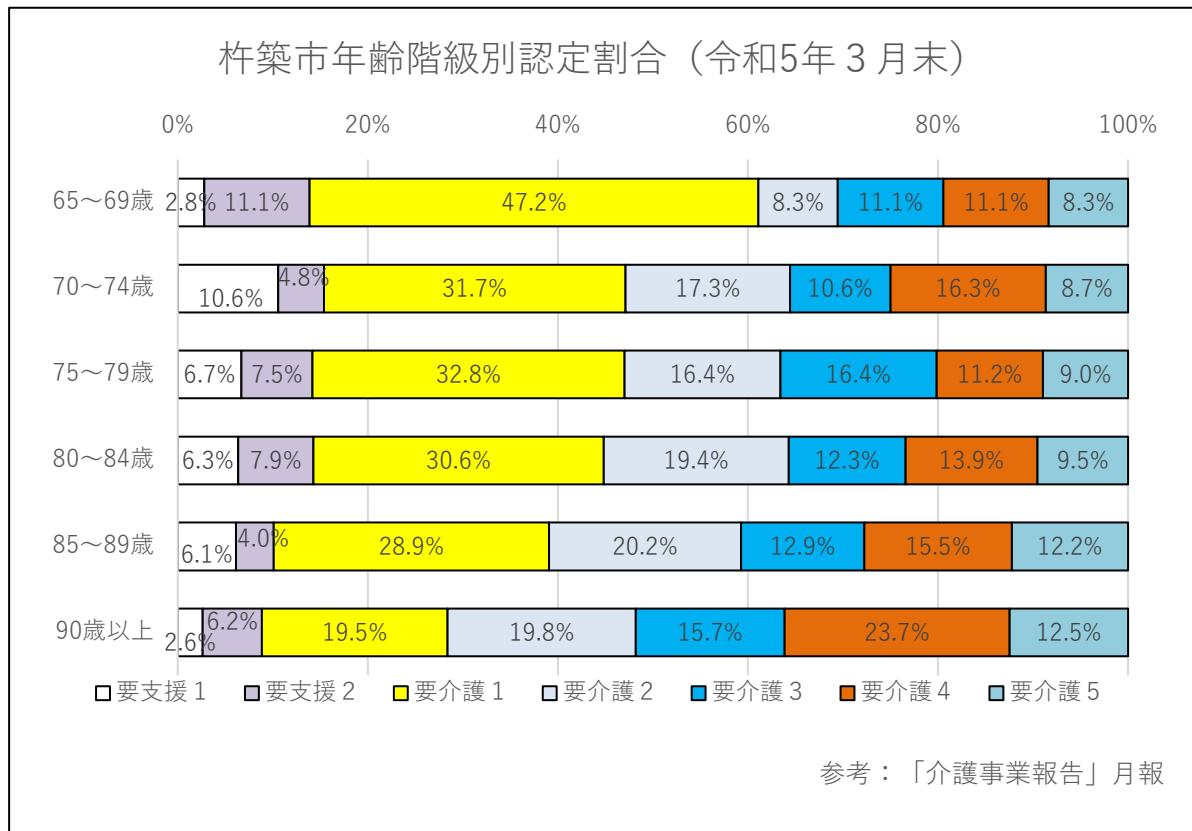
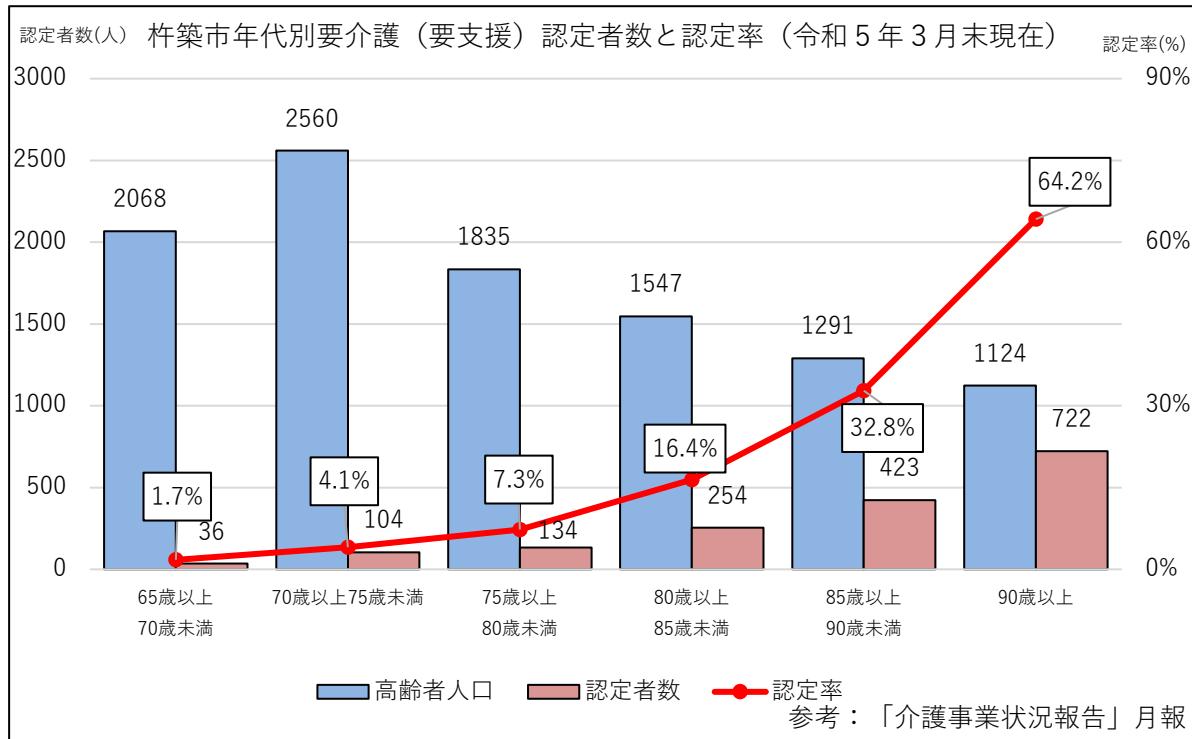
1) 要介護（要支援）認定者の状況

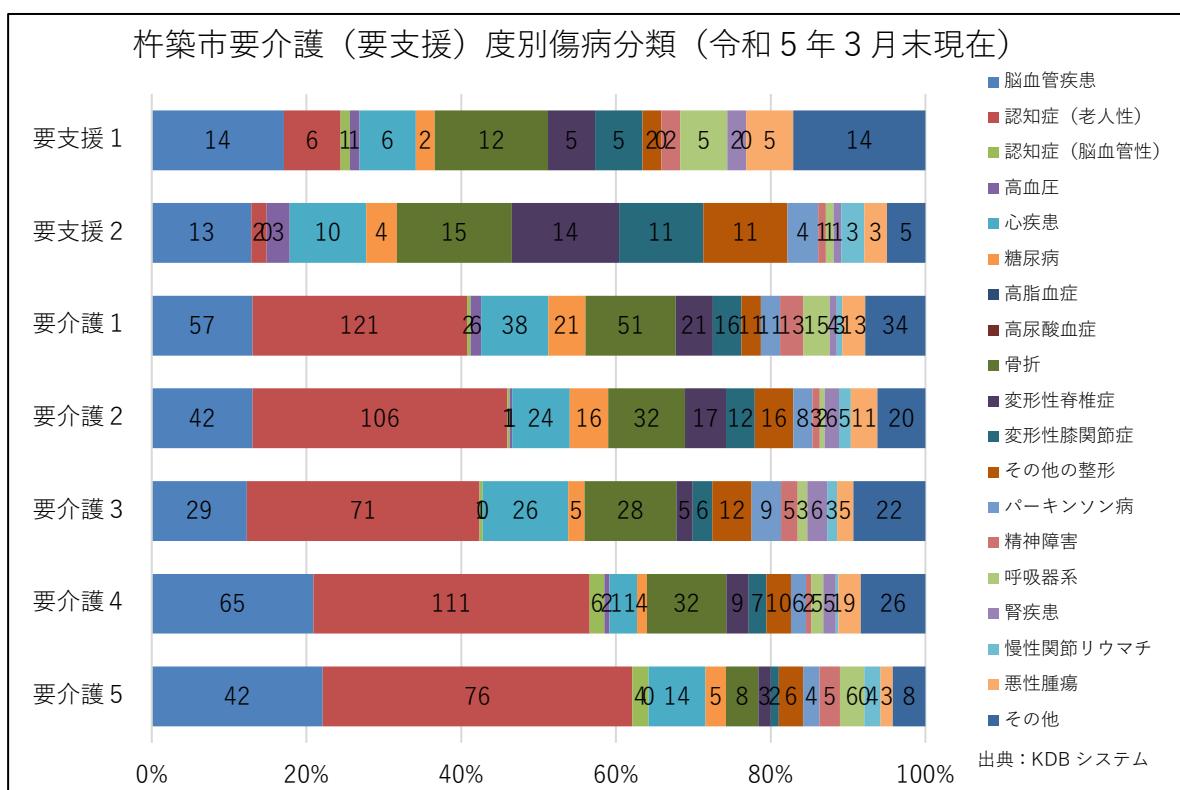
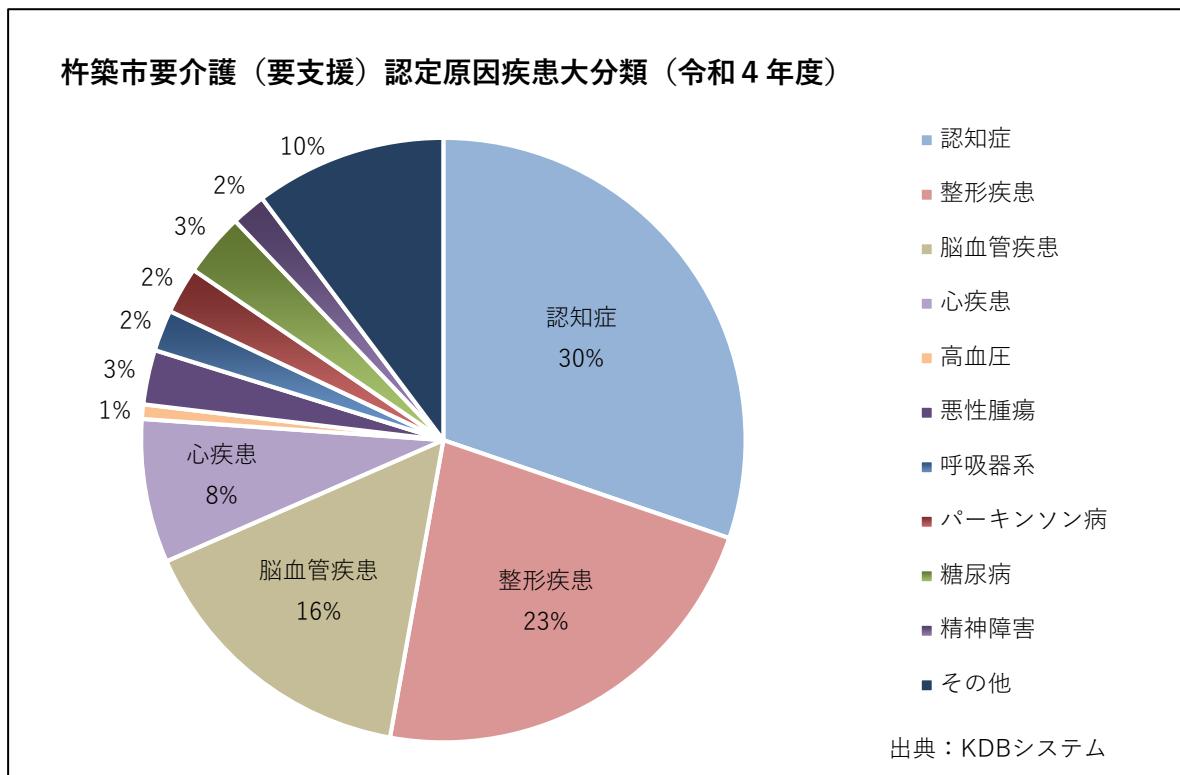
要介護（要支援）認定率は、平成30年度以降にやや上昇したものの、令和3年度以降低下しています。

年代別では、80歳代から要介護（要支援）認定率が、急速に上がります。また、年代が上がるほど、重度になっています。

要介護（要支援）の原因疾患では、認知症、整形疾患、脳血管疾患、心疾患の順で多くなっています。







(6) 情報分析から見た課題・今後の方向性

- 1) 主要死因としては、悪性新生物（がん）による死亡率が最も高いですが、循環器疾患（心疾患）による死亡率が全国や県と比較すると有意に高く、特に女性にその傾向が見られるため、循環器疾患対策の強化が必要です。
- 2) 特定健診受診者の7割が血糖値の基準値を超え、県平均との差が大きいため、糖尿病の発症予防・重症化予防を進めていく必要があります。
- 3) 「歩く速度が遅い」、「運動不足」と回答する健診受診者が多いことから、運動能力の低下あるいは整形疾患の影響も考えられることから、運動面の健康支援が必要です。
- 4) 高血圧、脂質異常症の有病率が高く、女性よりも男性の有病者が多いことから、動脈硬化を予防する取り組みが必要です。
- 5) 入院にかかる医療費割合が県と比較すると高いことから、疾病の早期発見・早期治療につながる取り組みが必要です。
- 6) 外来にかかる医療費は腎不全が最も高く、医療費は糖尿病が年々高くなっていることから、透析導入を回避または遅延させる取り組みや糖尿病対策が必要です。
- 7) 認知症、整形疾患、脳血管疾患、心疾患を原因とする要介護者が多いことから、生活習慣病全体への取り組みを引き続き続けていく必要があります。

4 本市の取り組みの方向性

前述の前期計画(第2期データヘルス計画及び第3期特定健診等実施計画)の取り組みの評価、及び健康・医療・介護の情報分析から、健康に関する主な課題は次のとおりです。

- 1) 生活習慣病及びがんなどの病気の正しい知識の普及啓発及び特定健診やがん検診等の定期的な受診の必要性が伝わる有効な情報発信や、受診促進につながるしくみづくりなどを行い、受診率を向上させていくことで、予防できる病気の早期発見・早期治療につなげていく必要があります。
- 2) 糖尿病対策とともに、循環器疾患対策も含めた保健指導や医療受診勧奨を確実に行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防を行っていく必要があります。
- 3) 被保険者の運動機能・能力アップにつながる事業やしくみづくりをすすめ、生活習慣病の予防や悪化の防止、介護予防につなげていく必要があります。

第3節 データヘルス計画の目的と方策

1 基本理念

市国保被保険者の健康実態を踏まえ、医療費適正化と国保被保険者を含むすべての市民の健康寿命の延伸を目指し、地域包括ケアシステムを構築しながら、個人や集団、地域に対する様々な取り組みを推進します。

主体的に生活習慣病を予防し、健康で自分らしい生活を送ることができる

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施及び受診率向上対策の推進



特定健診や特定保健指導を円滑に実施し、市国保被保険者が受診・利用しやすい体制づくりを行っていきます。

特定健診未受診者に対して、通知・電話・訪問による受診勧奨、事業所健診やみなし健診のデータ取得、インセンティブを活用した受診促進の取り組みを進め、特定健診受診率の向上を目指していきます。

特定保健指導対象者には、保健指導を行う市及び委託機関が、面談・訪問・電話・文書・ＩＣＴを活用することで効果的・効率的に保健指導を行い、特定保健指導実施率及び保健指導の質の維持・向上を図ります。

(2) 生活習慣病の発症予防及び健康なまちづくりの推進



年代を問わず、生活習慣病や予防の大切さについて知ることができるよう、さまざまな広報媒体や啓発の機会を活用し、正しい健康情報が目や耳から入手しやすい環境づくりや、日常生活の中で、気軽に健康状態を確認できたり、健康意識やヘルスリテラシーを高めたりできる環境整備を進めます。

市国保被保険者に対して、従来の通知・面談・訪問・電話による保健指導以外に、ＩＣＴやウェアラブル端末を活用した個別指導を導入し、また、運動教室等の集団指導による健康支援の場を設けていきます。

特定健診等の結果、保健指導が必要と思われる方には、通知・電話・面談等を行い、生活

習慣の見直しと健康習慣の維持につなげ、生活習慣病の発症を予防します。

(3) 生活習慣病の重症化予防の推進



特定健診等の結果、医療受診が必要と思われる方には、通知・電話・面談等を行い、生活習慣の見直しとともに、保健指導や受診勧奨を行い、医療機関への受診につながるようにします。また、KDBを活用し、特定健診の受診の有無にかかわらず、生活習慣病の未治療・治療中断者に対して、医療や健診受診勧奨を行っていきます。

糖尿病性腎症重症化予防対策で構築した医療機関との連携体制を基盤に、今後は、より心・脳血管疾患の発症者を減らせるよう、糖尿病性腎症重症化予防とともに、循環器疾患対策やCKD(慢性腎臓病)対策をすすめていきます。

(4) 切れ目のない健康づくり・介護予防の推進



市国保被保険者が特定健診だけでなく、がん検診や歯科健診の受診習慣が定着するよう取り組みを強化します。

年代や保険が変わっても、健診や保健指導等のサービスを切れ目なく受けられるよう体制を整えていきます。

また、年代に応じ、疾病予防とともに介護予防の視点での支援ができる体制づくりを行っていきます。

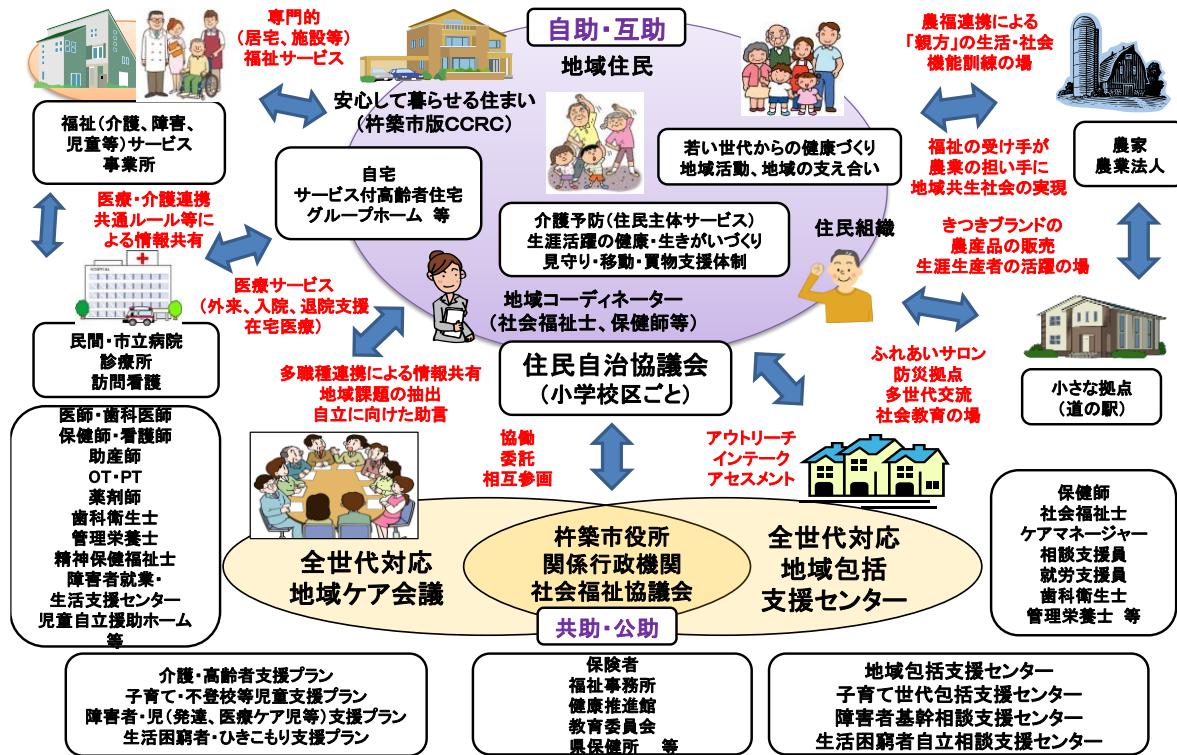
(5) 受診行動適正化の推進



増え続ける医療費の適正化にむけて、同じ疾患で複数の医療機関を受診する方や、重複して同一薬効の薬を処方されている方に対して、訪問指導を行い適正な受診や服薬を促します。

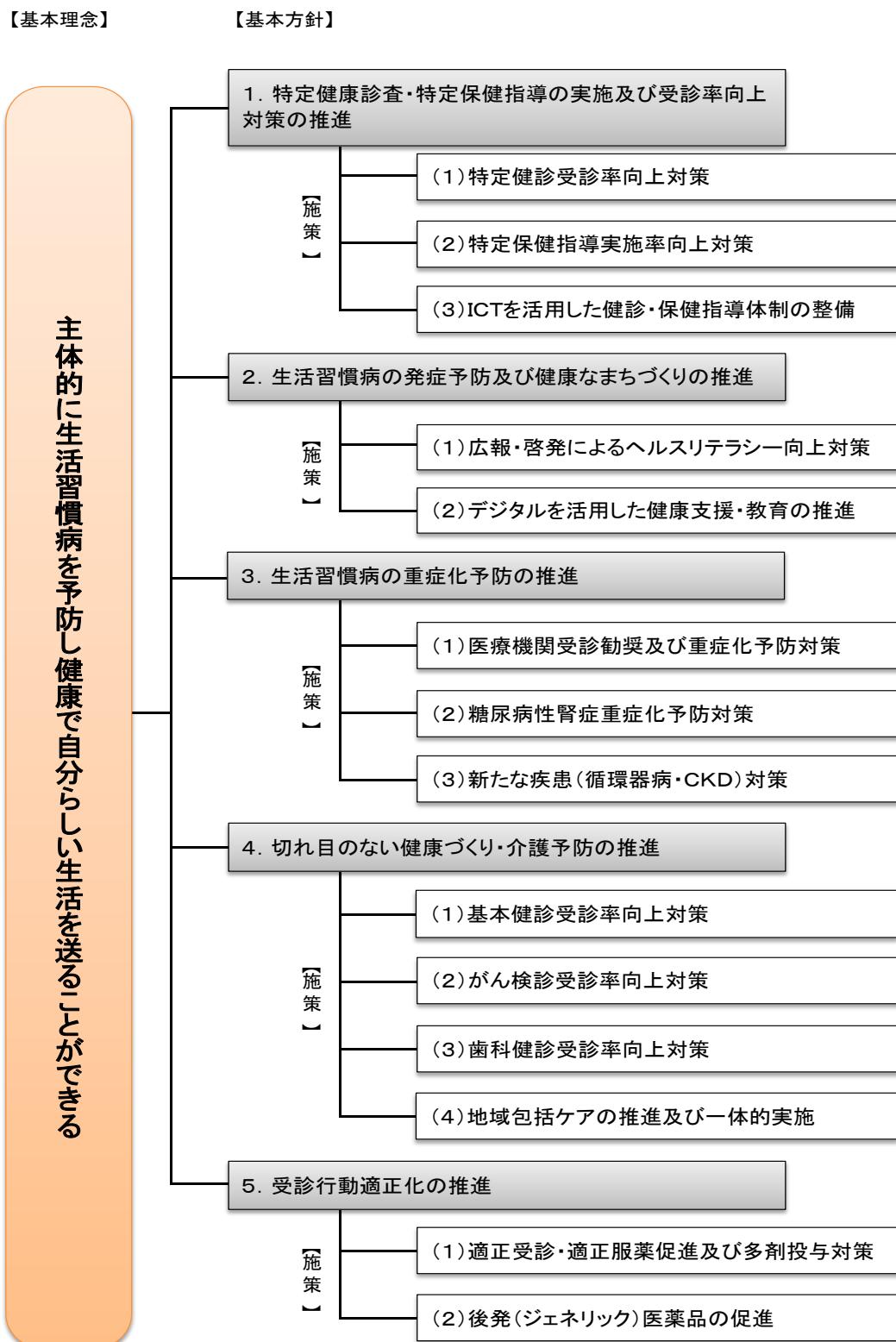
また、薬剤併用禁忌防止のため、お薬手帳の利用を推進するとともに、ジェネリック医薬品の利用の普及啓発に努めます。

○多様な地域資源の協働による「杵築市版地域包括ケアシステム」のイメージ



3 施策体系

第3期データヘルス計画等の体系を以下のとおり定めます。



第4節 個別保健事業

1. 特定健康診査・特定保健指導の実施及び受診率向上対策の推進

(1) 特定健診受診率向上対策

事業の目的	<p>平成20年度から、内臓脂肪の蓄積に着目した特定健診・特定保健指導が保険者に義務づけられ、市国保でも事業を開始しました。</p> <p>特定健診受診率については、国から目標(60%)が定められていますが、市国保の受診率は目標を下回っているため、更なる受診率向上に向けて取り組み、目標に近づける必要があります。</p> <p>メタボリックシンドローム及び生活習慣病の予防を目指した特定健診及び特定保健指導を進めるため、広報や受診勧奨等の取り組みを行い、特定健診受診率の向上を目指していきます。</p>						
	<p>特定健診の対象である40~74歳の被保険者に対し、健診に関する個別通知や受診勧奨、広報等を行います。</p>						
	アウトカム評価						
策定期	策定期	目標値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	49.3%	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%	52.5%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	12.6%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
アウトプット評価							
策定期	策定期	目標値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未受診者健診勧奨率	99.6%	90%以上					
みなし健診・事業所健診受診データ取得率	7.9%	10%	12%	14%	16%	18%	20%
プロセス評価							
周知	・健診意向調査の実施						

	<ul style="list-style-type: none"> ・国保新規加入者への健診案内 ・住民組織による健診の声かけ ・広報きつきや市ホームページでの広報 	
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・健診申込後の未受診者への受診勧奨 ・通知勧奨の検討 ・健診意向調査未提出者への受診勧奨訪問 ・医療機関での特定健診相当の検査データを提供してもらう「みなし健診」や、職場で特定健診相当の健診を受けた健診データを提供してもらう「事業所健診」のデータ提供依頼通知の発送 ・他課・他部署の訪問時に健診受診勧奨依頼 ・インセンティブを活用した健診受診勧奨 	
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診との同日実施（一部医療機関を除く） ・健診委託機関での土日健診実施（日曜日は地域巡回健診のみ） ・健診委託機関への送迎バスの運行（杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、地域巡回健診の一部地域） ・特定健診自己負担金の無料実施
	実施場所	杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター（地域巡回健診）、健診実施医療機関（市内7か所）
	時期・期間	健診実施期間：5月から翌年2月 みなし健診・事業所健診は11月から翌年3月
	データ取得	みなし健診は、医療機関を通じて取得し、事業所健診は本人または事業主を通じて取得
	結果提供	特定健診委託機関から健診当日または1か月以内に本人に通知
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診促進キャンペーンによるインセンティブ提供 ・みなし健診及び事業所健診データ提供者へのインセンティブ提供 ・大分県健康アプリ「歩得（あるとっく）」ポイント加算
ストラクチャー評価		
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係、市民健康係 市各庁舎国保窓口（市民生活課 国保係、山香振興課、大田振興課） 医療介護連携課	
保健医療関係団体	健診委託機関：杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、大分県医師会（市内は7か所の医療機関）、大分県国保連合会	
その他の組織	全世代包括支援センター 住民組織（健康づくり推進協議会）	

(2) 特定保健指導実施率向上対策

事業の目的	平成20年度から、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを対象にした特定健診・特定保健指導が保険者に義務づけられました。特定保健指導実施率は76.9%（令和4年度）と国の目標（60%）を上回っています。今後は、市の事業実施体制を確保したうえで、特定保健指導委託機関との連携を図り、引き続き特定保健指導を確実に実施していきます。事業対象者に特定保健指導を行うことで、メタボリックシンドロームの改善を図り、ひいては被保険者全体のメタボリックシンドローム及び関連する生活習慣病を減少させます。						
	事業の概要						
アウトカム評価							
	策定期	目標 値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定保健指導対象者の減少率 (今年度対象ではなくなった者/前年度対象者)	13.3%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%	17.5%	18.0%	18.5%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	27.8%	26.5%	26.0%	25.5%	25.0%	24.5%	24.0%
アウトプット評価							
	策定期	目標 値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定保健指導実施率	76.9%	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%
特定保健指導未利用者への保健指導再勧奨率	71.4%	80.0%以上					

特定保健指導対象者へ通知での利用 勧奨率	89.0%	90.0%以上
プロセス評価		
周 知	<ul style="list-style-type: none"> 市内の特定健診実施医療機関7か所に、特定健診結果通知に特定保健指導に関するチラシの同封を依頼 	
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> 杵築市立山香病院健診センター及び大分県厚生連健康管理センターについては、原則、健診当日から各施設にて特定保健指導対象者への保健指導を開始 地域巡回健診については、市に健診結果データが届いた後、市でケース会議を実施後、市が特定保健指導対象者に通知し、地域保健支援センターまたは市が特定保健指導を開始 特定健診委託医療機関については、市に健診結果データが届いた後、市でケース会議を実施後、市が特定保健指導対象者に通知し、特定保健指導を開始 特定保健指導委託機関から保健指導利用状況を報告してもらい、特定保健指導未利用者については、市でケース会議を行い、特定保健指導利用に向けた再勧奨を実施 	
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	市と特定保健指導委託機関による特定保健指導の実施 特定保健指導委託機関との事業打合せを実施
	実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導委託機関 市健康推進館または市庁舎での面談、自宅への訪問
	時期・期間	4月から翌年9月
	データ取得	月2回、特定保健指導委託機関から市に保健指導利用状況を報告
	結果提供	特定健診等データ管理システムにて保健指導の進捗状況を確認
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導担当職員の資質向上のため、研修会への参加や学習会を開催 特定保健指導委託機関の保健指導の質を評価
ストラクチャー評価		
庁内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係	
保健医療関係団体	杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、市内特定健診委託機関、大分県国保連合会	
他事業	受診勧奨・重症化予防事業	

(3) I C Tを活用した健診・保健指導体制の整備

事業の目的	<p>様々な分野でデジタル化やI T技術が進み、第4期特定健診・特定保健指導の手引きでは第3期以上にI C Tを活用した特定保健指導が推進されています。</p> <p>また、近い将来に予測される保健事業従事者の人員や人材不足に備え、さまざまな場面でI C Tを活用し、保健事業が効果的・効率的に実施できる体制を整備します。</p>
-------	---

事業の概要		I C Tの活用による申込や保健指導体制を整え、スマホからの健診等の簡単予約や遠隔での保健指導、アプリを活用した健康づくりなどを積極的に導入します。													
アウトカム・アウトプット評価															
策定時	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度								
	0.09%	2%	3%	4%	5%	6%	7%								
健診意向調査票のイ ンターネット回答率	3 個	3 個以上													
保健指導における活用 I C T数	80 人	150 人	200 人	250 人	300 人	350 人	400 人								
申込フォーム 利用者数	2 つ	3 つ	4 つ	5 つ	6 つ	7 つ	8 つ								
プロセス評価															
周 知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報きつきやチラシ、ポスター作成時に、申込フォームの二次元バーコードを掲載 ・市ホームページ及びS N Sに申込フォームのリンクを掲載 														
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・30～39 歳、40～74 歳の被保険者の個別通知時に健診申込フォームの二次元コードを掲載 ・保健指導対象者に対して、I C T（パソコンやスマートフォン等の通信技術）を活用した面談も可能であることを電話や文書で案内 														
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム（L o G o フォーム）を使って申込フォームを作成 ・遠隔面接等に必要な環境・体制の整備 													
	実施場所	市健康推進館、自宅等													
	時期・期間	4月から翌年3月													
ストラクチャー評価															
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係、総務課														
保健医療関係団体	大分県														
民間事業者	株式会社トラストバンク（L o G o フォーム）														

2. 生活習慣病の発症予防及び健康なまちづくりの推進

(1) 広報・啓発によるヘルスリテラシー向上対策

事業の目的	特定健診受診者や未受診者の実態やデータを見ると、健康や病気に関する正しい情報を知らず健康を害している方が多いことから、被保険者の健康悪化の背景にはヘルスリテラシーの低さがあると考えられます。行政として、広報きつきや市SNS等を活用して、健康に関する情報を発信することで、自分の健康に興味を持ち、生活習慣の見直し改善に取り組む被保険者を増やし、生活習慣病の発症・重症化を予防することを目指します。												
事業の概要	生活習慣病予防等について、広報きつきやポスター、市SNSなどを最大限に活用して情報発信や普及に努めます。												
アウトカム評価													
	策定時	目標 値											
	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度						
生活習慣病有病率	39.36%	減少											
特定健診受診率	49.3%	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%	52.5%						
アウトプット評価													
	策定時	目標 値											
	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度						
情報発信回数	8回	8回	9回	10回	11回	12回	13回						
情報発信媒体数	3個	5個以上											
プロセス評価													
周知	<ul style="list-style-type: none"> 年に数回、広報きつきを活用して生活習慣病等に関する情報を発信 公共施設などに、健診や生活習慣病に関するポスターを掲示 												
勧奨	特定健診の個別受診勧奨・必要時、健診後の医療機関受診勧奨												
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビで健康に関する情報を年に数回発信 生活習慣病に関するポスターを作成し、市内のスーパー等に掲示 											
	実施場所	市健康推進館を含む公共施設、商業施設等											
	時期・期間	4月から翌年3月											
ストラクチャー評価													

府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、総務課
保健医療関係団体	市内医療機関、大分県国保連合会
民間事業者	ケーブルテレビ、市内商工団体・商業施設等

(2) デジタルを活用した健康支援・教育の推進

事業の目的	健康管理・生活習慣改善に有用なＩＣＴを活用し、被保険者のセルフケア能力の向上を図ります。 市ＳＮＳ等を活用して情報発信することで、被保険者の正しい健康情報の理解につなげます。							
	被保険者の個別支援や集団支援の際に、スマートフォンアプリやタブレット、オンラインを活用して、健康管理、生活習慣改善をサポートしていきます。 身体に装着することで健康状態を把握できるウェアラブル端末を活用した健康管理を推進していきます。							
アウトカム評価								
	策定時	目標 値						
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
ＩＣＴを活用して 保健指導を受けた 者の行動変容割合	—	50%以上						
アウトプット評価								
	策定時	目標 値						
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
歩得 ダウンロード数	1,751 件	増加						
ＩＣＴを活用した 保健指導者数	7 人	増加						
市ＳＮＳでの健康 情報発信回数	8 回	増加						
プロセス評価								
周 知	・広報きつき等でアプリケーションを使った取り組みの紹介を掲載 ・市の健康づくり担当部署と協議しながら、市ＳＮＳで健康情報を発信							
勧 奨	・被保険者でアプリケーションを活用した保健指導の実施希望者に、個別に利用勧奨通知を発送							

実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	市から国保被保険者へ保健指導を行う際にスマートフォンアプリやウエアラブル端末を活用
	実施場所	市健康推進館、公共施設、自宅等
	時期・期間	4月から翌年3月
ストラクチャー評価		
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、市民生活課、総務課	
保健医療関係団体	大分県	

3. 生活習慣病の重症化予防の推進

(1) 医療機関受診勧奨及び重症化予防対策

事業の目的	糖尿病、高血圧、脂質異常症等の悪化が原因で、脳血管疾患や心疾患などの循環器疾患を発症することのないよう、リスクの高い方に保健指導や受診勧奨を行っていきます。						
	特定健診の結果、要医療勧奨域・重症化予防レベルと判定された方や、レセプトから生活習慣病の未治療・治療中断であると思われる方に、市から保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣の見直しや医療機関受診につなげます。						
アウトカム評価							
策定時	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	医療機関受療率	75.7%	80.0%				
受診勧奨者率	55.9%	減少					
生活習慣病有病率	39.36%	減少					
アウトプット評価							
策定時	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診勧奨実施率 (要医療勧奨域者)	93.8%	90.0%以上					
受診勧奨実施率 (重症化予防対象者)	90.2%	90.0%以上					

生活習慣病未治療・治療中止者受診勧奨実施率	—	80.0%
プロセス評価		
周 知	広報きつき、健診意向調査、健診当日のチラシ配布、健診結果通知	
勧 奨	通知、電話、訪問等で受診勧奨を行い、その後レセプトで受診の確認ができない者に再勧奨	
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	・特定健診の結果から対象者を抽出し、保健師や管理栄養士等が電話や訪問で保健指導または受診勧奨 ・介入後はレセプトで受療状況を確認。受療が確認できない場合は、必要に応じて再勧奨
	実施場所	自宅や市各庁舎、市健康推進館
	時期・期間	4月から翌年9月
	データ取得	本人からの聞き取りやレセプトからの受療状況
ストラクチャー評価		
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係	
保健医療関係団体	大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、杵築市立山香病院健診センター、市内特定健診実施医療機関	

(2) 糖尿病性腎症重症化予防対策

事業の目的	糖尿病等から生じる慢性腎臓病（CKD）による人工透析は高額の医療費となり、その予防は医療費適正化の観点から重要であるため、国及び県は糖尿病性腎症重症化予防の標準的な手順を作成し、その推進を図っています。 市国保では平成28年度から事業を開始し、腎機能低下による人工透析の導入の回避及び遅延を目指しています。						
事業の概要	特定健診の結果、血糖値が高く腎機能が低い者に対し、保健指導や受診勧奨を行います。保健指導を実施する場合は、糖尿病専門医やかかりつけ医との連携を図ります。 また、レセプトから糖尿病の未治療・治療中止が疑われる者に対して、医療機関への受診勧奨を進めます。						
アウトカム評価							
	策定期	目標 値					
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
糖尿病のうち 人工透析有病率	1.8%	1.8%以下					

新規人工透析患者数	3人	3人以下											
特定健診有所見率 (HbA1cが6.5%以上)	71.6%	71.0%	70.5%	70.0%	69.5%	69.0%	68.5%						
アウトプット評価													
	策定期	目標値											
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度						
保健指導利用者数	12人	15人以上											
保健指導利用者率 (利用者/対象者)	54.5%	60%以上											
未治療・治療中断者受診勧奨実施率 (受診勧奨者/対象者)	—	80%以上											
プロセス評価													
周知	広報きつき、保健指導対象者や糖尿病未治療・治療中断者へのチラシ配布												
勧奨	糖尿病性腎症保健指導対象者に、電話や訪問等による保健指導利用勧奨を実施 糖尿病未治療・治療中断者に、通知や電話、訪問等による受診勧奨を実施												
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の結果から抽出した保健指導対象者に、かかりつけ医と連携を図りながら、専門職が対象者に6か月間の面接・電話等で保健指導を実施 保健指導対象者のかかりつけ医を訪問し、指示書の作成依頼や、訪問報告などを実施 特定健診及びKDBデータ等から抽出した糖尿病未治療・治療中断者に、訪問・電話・通知等で医療機関への受診勧奨を実施 											
		自宅、市健康推進館または市各庁舎											
		4月から翌年9月											
	実施場所	特定健診委託機関からのデータ、KDBデータ											
	時期・期間	4月から翌年9月											
	データ取得	特定健診委託機関からのデータ、KDBデータ											
ストラクチャー評価													
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係												
保健医療関係団体	杵築市立山香病院の糖尿病内科医及び糖尿病療養指導士、地元医師会、大分県東部保健所												

(3) 新たな疾患（循環器病・CKD）対策

事業の目的	<p>市国保被保険者に対して、さまざまな受診勧奨・重症化予防事業を行っていますが、高齢化がますます進む中、循環器系疾患による死亡や脳血管疾患の発症による要介護状態の回避はより一層重要になってきています。</p> <p>従来から生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の中で、循環器疾患やCKD（慢性腎臓病）を意識した取り組みを行ってきましたが、今後は、生活習慣病の中でも注目すべき疾患であると捉え、死亡率の減少や医療費や介護給付費への影響を抑えていきます。</p>						
	<p>疾患予防のため、疾患や生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒、歯・口の健康）の正しい知識の普及啓発を行います。</p> <p>特定健診の定期的な受診や医療機関への早めの受診勧奨を進めています。</p>						
アウトカム評価							
	策定時	目標 値					
	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
心疾患標準化 死亡比 (SMR)	男 112.8 女 131.4 (平成 29 年～令和 3 年平均)	減少					
人工透析有病率 (毎年 5月診療分)	0.5%	0.5%以下					
アウトプット評価							
	策定時	目標 値					
	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
普及啓発回数	2回	増加					
特定健診受診率	49.3%	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%	52.5%
プロセス評価							
周知	広報きつき、市ホームページ及びSNS						
勧奨	特定健診受診率向上対策、受診勧奨・重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に準じる						
実施及び 実施後の	実施形態	広報媒体の作成と配布					
	実施場所	市健康推進館、市各庁舎					

支援状況	時期・期間	4月から翌年9月
ストラクチャー評価		
庁内担当部署	健康長寿あんしん課	国保保健事業係、管理係
保健医療関係団体	大分県東部保健所、大分県国保連合会	
他事業	特定健診受診率向上対策、受診勧奨・重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業	

4. 切れ目のない健康づくり・介護予防の推進

(1) 基本健診受診率向上対策

事業の目的	30歳代から特定健診相当の健診を受け、生活習慣の見直し、生活習慣病など疾患の早期発見・早期治療につなげる。また、早いうちから健診を受ける習慣をつけてもらい、特定健診の受診につなげる。							
	事業の概要	早期に生活改善を促すために、20歳から特定健診と同等の健診を実施します。健診受診後は、保健指導や医療受診勧奨を行います。						
アウトカム評価								
	策定時	目標値						
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
国保 30歳代 基本健診受診率	13%	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%	
アウトプット評価								
	策定時	目標値						
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
健診結果要医療 域者への介入率	50%	80.0%以上						
プロセス評価								
周知	健診情報の掲載（広報きつきの折り込み、特定健診対象者向けチラシ）							
勧奨	30～39歳被保険者への個別通知							
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	• 杵築市立山香病院健診センター、大分県地域保健支援センター（地域巡回健診） <ul style="list-style-type: none"> • 子宮・乳がん検診との同日実施 • 健診委託機関での土日健診実施（日曜日は地域巡回健診のみ） • 健診委託機関への送迎バスの運行（杵築市立山香病院健診センター、地域巡回健診の一部地域） • 基本健診項目（特定健診相当の検査）を自己負担金2,000円で実施 						

実施場所	〈健診〉杵築市立山香病院健診センター、大分県地域保健支援センター (地域巡回健診)
	〈保健指導〉自宅、市健康推進館
	時期・期間
結果提供	4月から翌年3月
ストラクチャー評価	
府内担当部署	健康長寿あんしん課 市民健康係
保健医療関係団体	杵築市立山香病院健診センター、大分県地域保健支援センター

(2) がん検診受診率向上対策

事業の目的	悪性新生物（がん）による死亡や医療費が高いことから、被保険者のがんの早期発見・早期治療につなげます。						
	啓発、検診の円滑な実施と、受診後の医療受診勧奨を行います。						
アウトカム評価							
策定時	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	323.4	減少					
悪性新生物死亡率 (人口10万人対)	66,298円	減少					
アウトプット評価							
策定時	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	26.9%	29%	30%	31%	32%	33%	34%
胃がん検診受診率 (40歳以上被保険者)	38.7%	41%	42%	43%	44%	45%	46%
大腸がん検診受診率 (40歳以上被保険者)	33.8%	35%	36%	37%	38%	39%	40%
乳がん検診受診率 (30歳以上被保険者)	18.9%	21%	22%	23%	24%	25%	26%
子宮がん検診受診率 (20歳以上被保険者)	29.3%	31%	32%	33%	34%	35%	36%
プロセス評価							
周知	広報きつき、市ホームページ及びSNS、ポスター						

勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・健診意向調査、特定健診未受診者対策に準じる ・個別通知 				
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨の実施 ・がん検診の委託 			
	実施場所	大分県厚生連健康管理センター、大分県地域保健支援センター、杵築市立山香病院健診センター、市内がん検診委託医療機関			
	時期・期間	4月から翌年3月			
	結果提供	各がん検診委託機関から本人及び市に結果提供			
ストラクチャー評価					
府内担当部署	健康長寿あんしん課 市民健康係				
保健医療関係団体	がん検診委託機関				
その他の組織	健康づくり推進協議会				
他事業	特定健診・基本健診受診率向上対策				

(3) 歯科健診受診率向上対策

事業の目的	う歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、健康及びQOLへの影響が大きいため市民を対象に歯科健診を実施していますが、受診率が低く、また医療レセプト一件当たりの医療費が高いため、歯科保健に関する啓発と歯科健診の受診勧奨が必要です。						
	20~74歳の市国保被保険者を含む市民を対象に、広報啓発及び受診勧奨を行います。						
アウトカム評価							
	策定時	目標値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一人当たり歯科医療費	19,023円	減少					
なんでも噛んで食べる者(40~74歳被保険者)	77.8%	増加					
アウトプット評価							
	策定時	目標値					
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歯科健診受診率(20~74歳被保険者)	0.96%	増加					

歯科健診 受診者数	54人	増加
プロセス評価		
周知	市国保被保険者に送付する健診のお知らせ及び市ホームページ	
勧奨	健診申込時や訪問時、受診勧奨通知	
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	市は周知や受診勧奨を行い、市内歯科健診委託機関にて健診を実施
	実施場所	市内歯科健診委託機関 7か所
	時期・期間	4月から翌年3月
	結果提供	市内歯科健診実施医療機関から本人に結果提供
ストラクチャー評価		
庁内担当部署	健康長寿あんしん課 市民健康係、国保保健事業係	
保健医療関係団体	地元歯科医師会、大分県国保連合会	
他事業	特定健診受診率向上対策、受診勧奨・重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業と連動	

(4) 地域包括ケアの推進及び一体的実施

事業の目的	市国保被保険者には65~74歳の前期高齢者が多く加入していることから、生活習慣病対策とともに介護予防の視点での取り組みを行っていきます。
事業の概要	市国保特定健診対象者と後期高齢者医療被保険者に対し、健診のお知らせ・健診意向調査を一体的に実施します。ハイリスク事例の共有、市国保被保険者への基本チェックリストの実施を進めます。運動教室内でのメタボ予防と介護予防の指導を行います。ハイリスク者の個別支援体制を構築していきます。

アウトカム評価

	策定時	目標値						
		令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
後期高齢者健診 受診率	29.9%	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%	
要介護認定率	16.0%	減少						

アウトプット評価

	策定時	目標値						
		令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度

介護予防事業 実施者数	—	前年度より増加
関係機関に つなげた人数	—	前年度より増加
プロセス評価		
周 知	広報きつき、市ホームページ及びSNS等	
勧 奨	電話や訪問での後期高齢者健診等の勧奨	
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態 実施場所 時期・期間	市国保被保険者に、生活習慣病予防とともに介護予防についての周知を実施 自宅、市健康推進館、市各庁舎 4月から翌年9月
ストラクチャー評価		
府内担当部署	健康長寿あんしん課	国保保健事業係、医療介護連携課
保健医療関係団体	大分県国保連合会	

5. 受診行動適正化の推進

(1) 適正受診・適正服薬促進及び多剤投与対策

事業の目的	重複受診、頻回受診、重複服薬、多剤投与（ポリファーマシー）、併用禁忌など、一定の基準により抽出した対象者の健康被害防止や医療費適正化につなげます。						
	対象者を抽出後、通知や保健指導を実施し、適正受診・適正服薬を促進します。						
アウトカム評価							
	策定時	目 標 値					
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
重複・頻回 受診者の割合 (被保険者 1 万対)	143 人	減少					
重複服薬者の割合 (被保険者 1 万対)	65 人	減少					
多剤服薬者の割合 (被保険者 1 万対)	22 人	減少					

通知・保健指導後の改善率	—	上昇													
アウトプット評価															
策定時	令和4年度	目標値													
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度									
対象者への通知率	25%	50.0%以上													
保健指導実施率	25%	50.0%以上													
お薬手帳の普及啓発回数	0回	1回													
プロセス評価															
周知	広報きつき														
勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者へ個別通知を実施 ・事業対象者へ訪問を実施 														
実施及び実施後の支援状況	実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会のデータから事業対象者をリストアップ後、医療受診や服薬状況、健診受診状況を確認し、対象者を抽出 ・全例ケース会議を行い、支援方針の話し合いを実施 ・対象者に個別通知や保健師による訪問を実施 ・状況によって、関係部署や全世代包括支援センター、医療機関、調剤薬局等と連携 													
	実施場所	自宅訪問													
	時期・期間	4月から翌年9月													
	データ取得	国保連合会からの事業対象者データ、レセプト、KDBデータ													
ストラクチャー評価															
府内担当部署	健康長寿あんしん課 国保保健事業係、管理係、市民生活課 国保係														
保健医療関係団体	地元医師会、地元薬剤師会、大分県国保連合会														

(2) 後発（ジェネリック）医薬品の促進

事業の目的	後発（ジェネリック）医薬品の使用促進により、医療費の多くを占める薬剤費を適正化します。	
事業の概要	医療費適正化を推進するため、ジェネリック医薬品の利用促進につながる差額通知及び普及啓発等の取り組みを行い、使用率を高めます。	
アウトカム評価		
	策定時	目標値

	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度						
後発（ジェネリック）医薬品使用率	81.6%	80.0%以上											
アウトプット評価													
	策定時	目標 値											
	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度						
差額通知率	100%	100%											
普及・啓発回数	1回	1回以上											
プロセス評価													
周 知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報きつきにジェネリック医薬品に関する記事を掲載 ・市各庁舎の国保窓口にリーフレットを配置し、国保加入手続き時に配布 												
勧 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回、ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の差額に関する通知書を送付 ・保健指導時に必要に応じて、保健師が説明 												
実施及び 実施後の 支援状況	実施形態	個別通知											
	実施場所	市各庁舎国保担当窓口、自宅訪問											
	時期・期間	4月から翌年3月											
	データ取得	大分県国保連合会が抽出したデータ											
ストラクチャー評価													
庁内担当部署	市民生活課 国保係、健康長寿あんしん課 国保保健事業係												
保健医療関係団体	地元医師会、地元薬剤師会、大分県国保連合会												

第5節 その他

1 計画の公表・周知

策定した本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るものとすることが重要であり、また、国の指針にも記載されていることから、広報きつきや市ホームページを通じた周知のほか、窓口や関係機関への配布を行います。

また、必要に応じ、被保険者や保健医療関係者等の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた簡易版を作成・配布します。

2 個人情報の取り扱い

計画の策定にあたり使用する統計データや個人データは、健診データやレセプトに関する個人情報であることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める要配慮個人情報に該当するため、他の個人情報よりも取り扱いを慎重に行います。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを参照し、杵築市個人情報保護条例を遵守したうえで、府内等での利用において適切に取り扱う体制の確保・措置、外部委託事業者への委託仕様等への明記及び安全管理を含む環境整備を行い、保険者として必要かつ適切な管理、監督を行い、万全の対策を講じるものとします。

第6節 特定健康診査等実施計画

本章では、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等基本方針に即して、杵築市の特定健診等実施計画の目標等を定めます。

1 計画作成に向けた整理

(1) 保険者の特徴

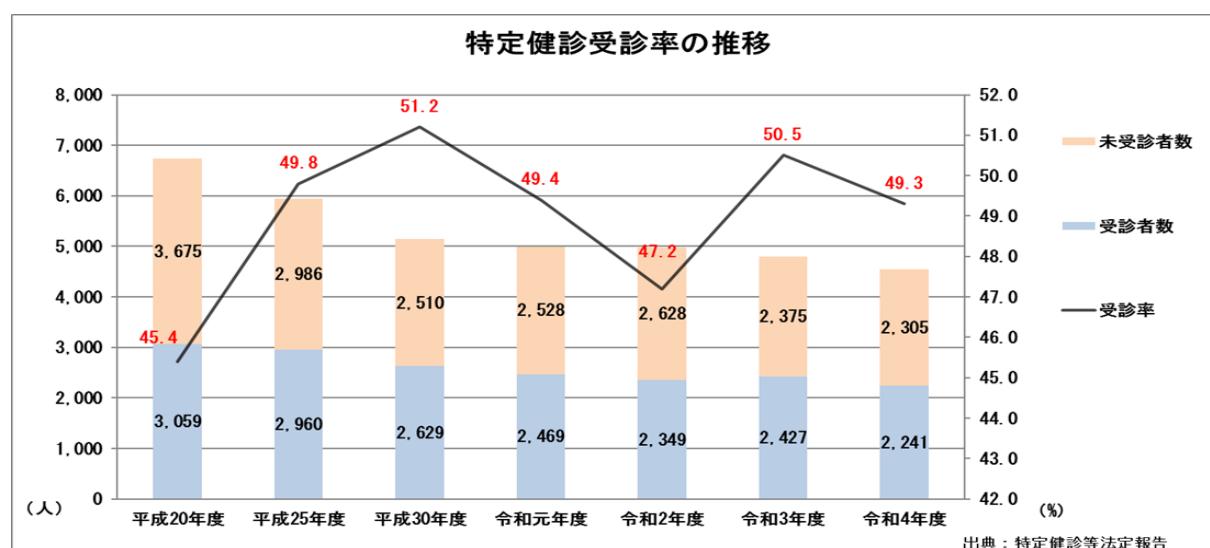
データヘルス計画に掲載しています。

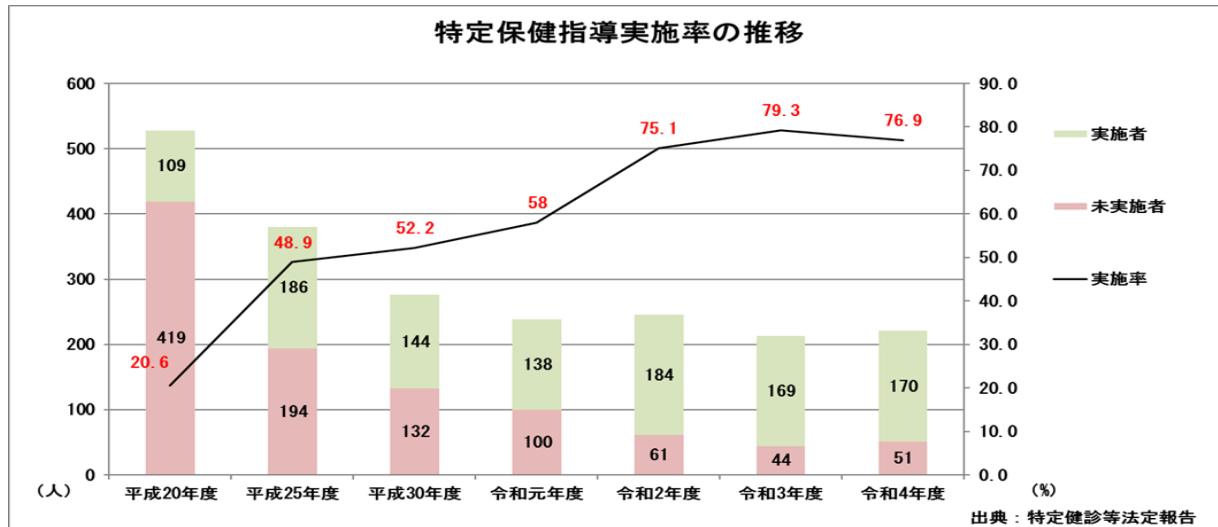
(2) 第3期計画期間（平成30年度～令和5年度）における課題

1) 特定健診受診率、特定保健指導実施率の推移

特定健診受診率は、受診率が50%前後で推移し、目標60%を達成できていませんが、特定保健指導実施率は令和2年度に大きく向上し、高水準を維持しています。

		平成 30年度 (ペースライン)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定健診受診率	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	実績値	51.2%	49.4%	47.2%	50.5%	49.3%	—
特定保健指導実施率	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	実績値	52.2%	58.0%	75.1%	79.3%	76.9%	—
特定保健指導対象者 の減少率 (対平成20年度比)	目標値	25%	25%	25%	25%	25%	25%
	実績値	26.0%	28.7%	26.4%	30.1%	29.9%	—





2) 事業体制の評価

特定健診実施期間は、第3期から健診意向調査票と特定健診受診券を一体的に個別送付するようにしたため、従来よりも早い時期から健診を開始できるようになりました。

特定健診実施医療機関と、特定保健指導実施機関が1か所ずつ増え、より事業を実施しやすい体制を整えました。

計画期間以前から開始していた事業所健診データの取得に加え、医療機関での特定健診相当の検査データの本人の同意と医療機関の協力のもと取得する「みなし健診」を新たに開始しました。

インセンティブの活用として、令和2年度は特定健診受診者全員、令和3年度以降は事業所健診、みなし健診データ提供者及び情報提供協力医療機関にインセンティブを提供する仕組みを構築しました。

2 目標

国では、市町村国保においては、計画期間の最終年度である令和11年度までに特定健診受診率60.0%以上、特定保健指導実施率60.0%以上を達成することを目標としています。

特定健診受診率は、国の目標値と現状に乖離がありますが、これまでの取組の成果を鑑み、毎年0.5%増を見込んで、設定します。

特定保健指導実施率は国の目標値をすでに大きく超えているため、前年度の目標値を上回ることを目標に設定します。

	令和 4 年度 (ペースライン)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健診受診率	49.3%	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%	52.5%
特定保健指導実施率	76.9%	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%

3 対象者数

(1) 特定健診

1) 特定健診対象者数の定義と対象者数の算定

特定健診については、特定健診実施年度内に 40～74 歳となる被保険者を対象とし、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、除外規定の該当者（妊娠婦、刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者が対象となります。

本計画期間の特定健診対象者数及び受診者数の見込みは以下のとおりです。

① 特定健診対象者数の推計

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診 対象者数 (人)	男性	40～64歳	770	746	725	705	687	670
		65～74歳	1,403	1,403	1,408	1,419	1,434	1,453
	女性	40～64歳	668	641	617	595	575	557
		65～74歳	1,549	1,546	1,548	1,553	1,562	1,575
	合計	40～64歳	1,438	1,387	1,342	1,300	1,262	1,227
		65～74歳	2,952	2,949	2,956	2,972	2,996	3,028
		40～74歳	4,390	4,336	4,298	4,272	4,258	4,255

*過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の法定報告対象者の増減率から推計。なお、増減率の算出では、年齢別・年齢階級別（5 階級）細分化して算出。

② 特定健診受診者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診目標受診率	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%	52.5%
受診者数見込み(人)	2,195	2,190	2,192	2,200	2,214	2,234

*推定対象者に目標受診率を乗じて算出。

(2) 特定保健指導

1) 特定保健指導対象者数の定義と対象者数の算定

特定健診の結果から、腹囲のほか、血糖、脂質、血圧が基準値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療にかかる薬剤を服用していない者を、特定保健指導の対象者とします。追加リスクの多少と喫煙の有無により、動機付け支援または積極的支援の対象者に分け、保健指導を実施します。

① 特定保健指導対象者数の推計

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積極的支援 該当者数 (人)	男性	40～64歳	35	33	33	30	30	29
		65～74歳	—	—	—	—	—	—
	女性	40～64歳	11	11	11	10	10	10
		65～74歳	—	—	—	—	—	—
	合計	40～64歳	46	44	44	40	40	39
		65～74歳	—	—	—	—	—	—
動機づけ支援 該当者数 (人)	男性	40～64歳	20	20	19	19	18	17
		65～74歳	74	73	73	74	75	92
	女性	40～64歳	20	20	19	19	18	18
		65～74歳	47	47	47	47	48	48
	合計	40～64歳	40	40	38	38	36	35
		65～74歳	121	120	120	121	123	140
特定保健指導 該当者数 総計(人)	男性	40～64歳	55	53	52	49	48	46
		65～74歳	74	73	73	74	75	92
	女性	40～64歳	31	31	30	29	28	28
		65～74歳	47	47	47	47	48	48
	合計	40～64歳	86	84	82	78	76	74
		65～74歳	121	120	120	121	123	140
		40～74歳	207	204	202	199	199	214

*過去5年間(H30～R4)の法定報告特定保健指導該当者の発生率から推計し、上記の対象者に平均発生率を乗じ算出。

なお、発生率の算出では、年齢別・年齢階級別(5階級)細分化して算出。

② 特定保健指導実施者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定保健指導目標実施率	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%
積極的支援実施者数見込み(人)	37	35	35	32	32	31
動機づけ支援実施者数見込み(人)	129	128	126	127	127	140
特定保健指導実施者総数見込み(人)	166	163	161	159	159	171

*推定対象者に目標実施率を乗じて算出。

4 特定健診・特定保健指導の実施

(1) 基本的な考え方

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、「標準的な健診・保健指導プログラム」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に基づき実施します。

特定健診・特定保健指導の費用については、杵築市国保の全額補助とし、被保険者から自己負担金を徴収しないこととします。

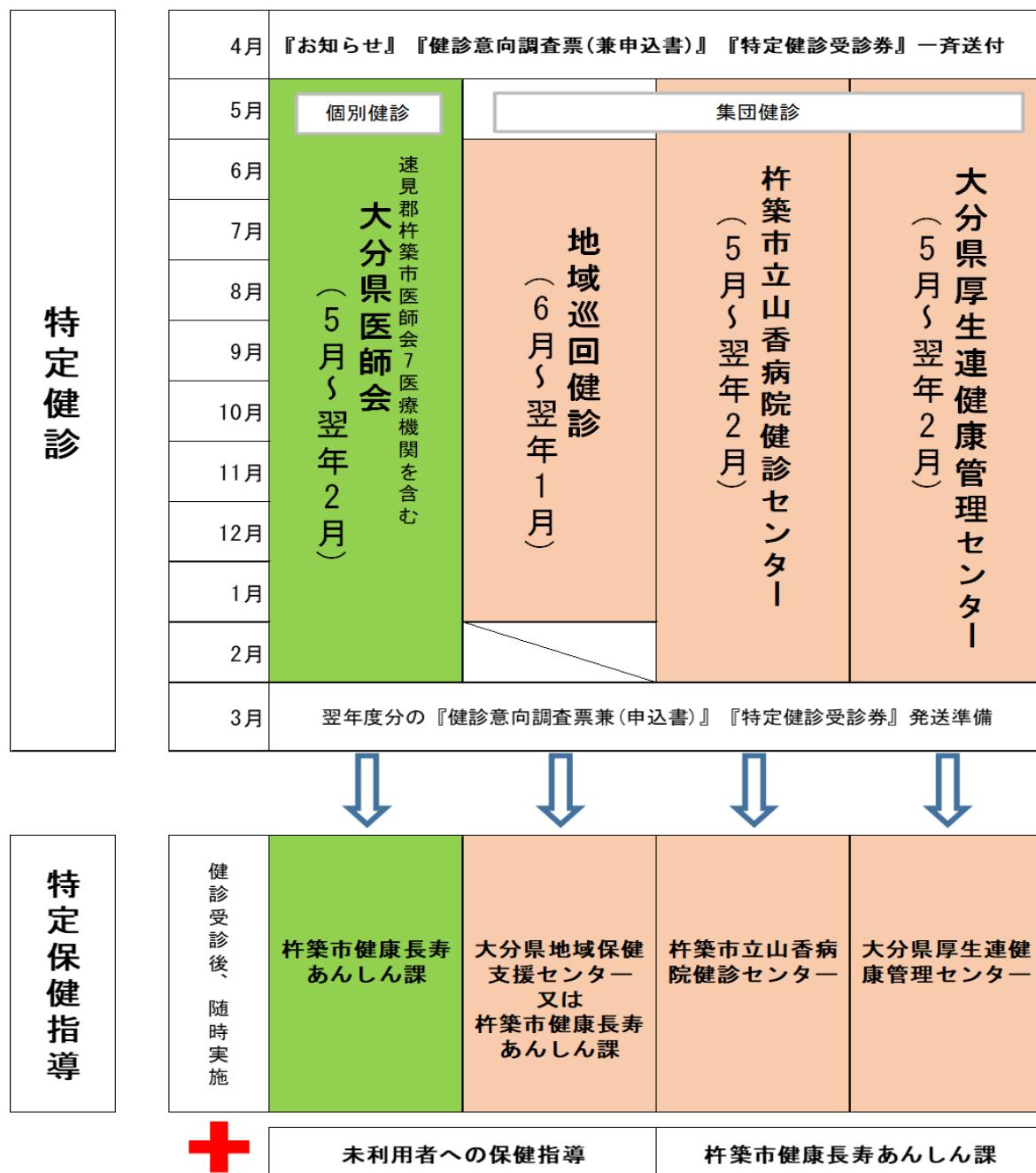
(2) 実施場所及び実施時期

特定健診の受診は、各年度に一人1回とします。

対象者は、特定健診の受診場所を以下の実施場所の中から自由に選択することができます。

特定保健指導については、個別健診で受診された方は市国保が保健指導を実施し、集団健診で受診された方は委託先で保健指導を実施します。ただし、地域巡回健診を受診された方は、市のケース会議にて、委託の可否を決定したうえで、委託先または市国保で保健指導を実施します。

なお、特定保健指導委託機関で保健指導を利用しなかった者のうち、市が特定保健指導の再勧奨を行った結果、利用開始となった場合は市が保健指導を行うこともあります。



(3) 実施機関

1) 実施機関

利用者のニーズに対応するため、引き続き、特定健診については委託（集団健診及び個別健診の両方）で、特定保健指導については市及び委託の両方で実施しながら、今後も効率的・効果的な実施体制について検討していきます。

健診の種類	実施場所	実施機関(委託先等)	形式等
集団健診	杵築市立山香病院健診センター	(健 診) 委 託 (保健指導) "	人間ドック(特定健診費用のみ助成) /特定健診
	大分県厚生連健康管理センター		人間ドック(特定健診費用のみ助成)
	大分県地域保健支援センター	(健 診) 委 託 (保健指導) 杵築市	地域巡回健診
個別健診	大分県内医療機関		大分県集合契約参加医療機関

2) 選定基準

委託先の選定に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、厚生労働省が告示にて定める「外部委託に関する基準」を満たしている実施機関とします。

3) 費用決済等

特定健康診査等の費用の決済・健診結果等のデータ管理に関しては、大分県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に業務委託します。

4) 詳細検査（心電図検査・眼底検査）紹介システム

詳細検査（心電図検査・眼底検査）の実施設備を持たない市内医療機関で特定健診を受診した者が詳細検査の該当となった場合、杵築市立山香病院健診センターまたは大分県地域保健支援センター（地域巡回健診）のいずれかで詳細検査（主に眼底検査）を受けられるようにしています。

(4) 実施内容

1) 受診及び周知方法

① 制度の広報・周知

広報きつき、市ウェブサイト等を活用するとともに、医療機関や地域団体等の関係者と連携してポスター掲示等を行い、市国保特定健診等を広く周知します。

② 個別の受診案内

対象者（後期高齢者医療被保険者含む）には、毎年4月初めに、健診のお知らせ・健診意向調査（兼申込書）及び特定健診受診券を一斉送付します。

また、市国保への新規加入者には、市各庁舎の国保窓口での加入手続き時に健診のお知らせ等を手渡しし、加入翌月末に特定健診受診券等を個別発送します。

2) 実施項目

① 特定健康診査

特定健診の実施項目は、国が定める特定健診対象者に行う「基本的な健診項目」と、県が実施する「追加健診項目」を実施します。

なお、計画期間中に新たな「追加健診項目」の必要性が生じた場合は、協議のうえ、追加実施します。

■健康診査項目及び保健指導等基準値

項目				
必須項目（基本項目）	診察等	質問(問診)	○	質問票22項目 (※服薬状況、喫煙習慣は、必須項目)
		身体計測	身長	○
			体重	○
			BMI	○
		腹囲 (内臓脂肪面積)	○	
		理学的所見(身体診察)	○	
	血液検査	血圧測定	○	
		空腹時中性脂肪 または随時中性脂肪	○	
		HDL-コレステロール	○	
		LDL-コレステロール又はNon-HDLコレステロール	○	
詳細な項目	脂質検査	GOT(AST)	○	
		GPT(ALT)	○	
		γ-GTP	○	
	血糖検査	空腹時血糖	○	
		ヘモグロビンA1c	○	
		随時血糖	○	
	腎機能	血清クレアチニン	●●	当該年度の特定健康診査の結果等において、告示に規定する基準に該当した者は詳細な項目として取り扱う
		eGFR	●●	
	尿検査		尿糖	○
			尿蛋白	○
	血液検査	ヘマトクリット値	■	
		血色素測定 (ヘモグロビン値)	■	
		赤血球数	■	
	12誘導心電図		■	
	眼底検査		■	

○…基本的な健康診査の項目(必須項目)

●…本市国保独自で実施する健康診査の項目

■…詳細な健康診査の項目(医師の判断に基づき選択的に実施する項目)

② 階層化

特定健診の結果により、下記のとおり階層化を行い、特定保健指導を実施します。

■特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク i 血糖 ii 脂質 iii 血圧	iv 喫煙歴	対象	
			40-64歳	65-74歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で $BMI \geq 25$	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当			

(注)iv 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する

*追加リスクの判定

i 血糖	a 空腹時血糖 (やむを得ない場合は随時血糖) 100mg/dl 以上 又は b ヘモグロビンA1c (NGSP) 5.6% (NGSP 値) 以上
ii 脂質	a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は b HDL-コレステロール 40mg/dl 未満
iii 血圧	a 収縮期 130mmHg 以上 又は b 拡張期 85mmHg 以上
iv 質問票	喫煙歴あり
* i ~ iii の治療に係る薬剤を服用している者を除く	

出典：特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）

なお、第3期（平成30年度以降）からは、「2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導」について次のように整理されています。

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法 第2の（1）ア

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須だが、その間に必要な応じた支援は180p未満でもよい）の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援（3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む）を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者

③ 情報提供（結果の通知）

ア) 結果の通知

健診実施後は、全ての健診受診者に対し、速やかに健診結果やその他必要な情報の提供（フィードバック）を行います。生活習慣病は自覚症状を伴うことなく進行することから、検査結果が示唆する自らの健康状態を全ての健診受診者が理解できるよう、通知の様式や通知方法を工夫してフィードバックを行います。特に、専門的な治療を開始する必要がある者に対しては、病状を十分に理解できるよう支援したうえで、確実に受診勧奨を行っていきます。また、毎年の継続的な健診受診の重要性について、対象者のモチベーションアップにつながるよう情報提供を行います。

イ) その他の保健指導

市国保では、非肥満でも危険因子が重複すると肥満者同様に脳卒中の発症リスクが高まること等に留意し、特定健診結果から生活習慣病の重症化リスクが高く、治療が必要なレベルの未治療者に対しては、下記の保健指導事業を実施していきます。

特定健診結果から派生するその他の国保保健指導事業

- ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業
- ・ 要医療勧奨域者受診勧奨事業
- ・ 生活習慣病等重症化予防対策事業

④ 特定保健指導

ア) 動機付け支援（リスクが現れ始めた段階の人への支援）

対象者が自らの身体状態を認識し、自らの生活習慣を振り返り、健診結果改善のための生活習慣改善の行動を起こし、その生活が継続できるようにするために、原則1回の初回面接により、生活習慣改善のための行動目標・行動計画を対象者とともに立てて、その3か月後に行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。

イ) 積極的支援（リスクが重なり出した段階の人への支援）

動機付け支援に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、自分のこととして重要であることを認識し、生活習慣改善のための行動目標・行動計画を対象者とともに立てて、3か月以上の継続的な支援を行い、行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。その後も保険者の判断により、対象者の状況等に応じフォローアップや再評価を行うことも可能です。

5 個人情報の保護

(1) 個人情報保護対策

特定健康診査等の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏えい防止措置、従業者の監督、委託先の監督等）について周知徹底をするとともに、本市に定める情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏えい防止に細心の注意を払います。

(2) 特定健診等の記録の管理・活用・保存期間

特定健診等の記録の管理は、特定健診等データ管理システムで行います。健診・保健指導のデータファイルは、個人別・経年別に整理・保管し、個人の保健指導に役立てるほか、個人の長期的な経年変化をたどることによる疫学的な分析、発症時期の予測による保健指導や受診勧奨等に活用します。また、保存期間は最低5年間とします。

6 実施計画の公表・周知

(1) 実施計画の公表方法

特定健康診査等実施計画は、高確法第19条第3項にて、作成・変更等は遅滞なく公表することが義務付けられています。

公表の目的は、特定健診・特定保健指導の対象者である市国保被保険者に、保険者としての計画期間中の取組方針を示し、趣旨を理解していただいた上で積極的な協力を得ることにあります。

本計画については、広報きつき、市ホームページ及び市SNS、ケーブルテレビ等を通じて広報します。また、計画期間中の変更についても同様とします。

(2) 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

特定健診等は医療保険者に実施が義務付けられていますが、市国保被保険者の理解と積極的な受診等が実施率を高めていく上で必要不可欠となります。

市国保被保険者から十分な協力を得るために、健診・保健指導を受ける必要性等の説明の他、順次、情報提供や啓発を進め、受診への理解を深めていきます。

普及啓発の方法としては、健診の案内や周知の際に、趣旨を明記あるいは説明するとともに、ケーブルテレビなどの広報媒体も活用し、対象者への積極的な普及啓発を図ります。

7 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(1) 評価方法

1) 特定健診・特定保健指導の実施率

国への実績報告（法定報告）値を用いることとします。

2) 特定保健指導対象者（メタボリックシンドローム該当者・予備群）の減少率

減少率は、実数で算出した場合、年度ごとの特定健診実施率の高低の影響を受けるため、それぞれの出現割合に平成20年3月31日時点の住民基本台帳人口を乗じた推定数により算出します。

なお、年齢構成の変化の影響を少なくするため、性・年齢階級（5歳階級）別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出することとします。

3) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

前年度特定保健指導実施者のうち当該年度に対象ではなくなった者の数を前年度特定保健指導対象者であった者の数で除して算出します。

(2) 評価時期・年度

- ・毎年度評価（各年度末及び翌年度11月）
- ・中間評価（令和8年度）における経年分析・評価・見直し
- ・最終年度評価（令和11年度）における第4期の経年分析・評価及び第5期に向けた見直し

(3) 第4期計画の実施期間における見直しの方法

作成した計画書について、国民健康保険運営協議会において審議した上で、見直しの要否を決定します。

8 その他事項

(1) 事業主との連携（事業所健診結果の受領）

労働安全衛生法により、事業所は労働者に対して健康診断を行わなければならぬと規定されています。国民健康保険に加入している労働者はこの規定に基づき、事業所で健診を受けることとなりますので、市国保では特定健診を受けない可能性があります。

高確法第21条では、「労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、（一部略）特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする」と明記されています。

このことから、市国保が行う特定健診を受診していない者のうち、健診意向調査票等で、事業所健診を受診することが把握できた者には、事業所健診データ等を提出してもらいます。

なお、提出された検査データは、市で特定健診等データ管理システムに入力後、階層化され、結果に応じた保健指導や受診勧奨を実施します。

(2) 医療機関との連携（みなし健診データの収集）

当年度に特定健診を受けていない者のうち、かかりつけ医療機関等で特定健診相当の検査

を受けている可能性がある者に通知を送り、本人の同意が得られる場合は、医療機関等から、検査データ等を提出してもらいます。

医療機関での検査データが特定健診の検査項目を満たしている場合は、特定健診を受けたとみなすことができます。

なお、提出された検査データは、市で特定健診等データ管理システムに入力後、階層化され、結果に応じた保健指導や受診勧奨を実施します。

(3) 他の健診との連携

1) 後期高齢者健診

後期高齢者健診については、高確法に基づき、保険者である大分県後期高齢者医療広域連合が実施します。本市では、地域巡回健診時に市国保の特定健診と後期高齢者健診を併せて実施しています。また、広域連合が契約する県内健診委託機関でも実施されています。なお、後期高齢者医療被保険者には健康長寿あんしん課から、健診のお知らせ及び健診意向調査票（兼申込書）の送付と受付を行います。

2) 生活保護者に対する健診

生活保護受給者については、健康増進法に基づき市町村が実施することとなるため、生活保護主管課（健診は健康長寿あんしん課）が、主に地域巡回健診にて実施しています。

3) 特定健診と市町村が行うがん検診の同時実施体制づくり

がん検診については、健康増進法に基づき市町村が実施しますが、杵築市国保では地域巡回健診、杵築市立山香病院健診センター、大分県厚生連健康管理センター、市内がん検診委託機関において特定健診と同時実施しています。

〈実施項目〉

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん

(4) 実施体制の確保

特定保健指導は、技術・手法等の向上を図るため、隨時、関係者において知見の共有・研鑽を図ることが必要です。特定保健指導に関する研修会等への参加、ケース会議の開催などを通じて、保健指導の質の向上と人材育成に努めます。